

北方町障がい者計画
第5期北方町障がい福祉計画
第1期北方町障がい児福祉計画

平成30年3月
北方町

【目次】

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 障がい福祉に関する法律・制度等の動向	4

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口の推移	5
2 障がい者の推移	6
3 障がい者（児）の就学等の状況	11
4 各種サービスの提供状況	12
5 人的資源の状況	16

第3章 第4期北方町障がい福祉計画の進捗状況

1 障がい福祉サービス	17
2 地域生活支援事業	24

第4章 アンケート調査結果の概要

1 アンケート調査の実施概要	29
2 調査結果まとめ	30

第5章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	53
2 基本方針	54
3 計画の体系	55

第6章 基本計画

1 お互いを尊重し、理解しあえる基盤づくり	61
2 地域共生の基盤づくり	68
3 安心・安全の基盤づくり	77

第7章 第5期北方町障がい福祉計画

1 基本理念	83
2 国の基本的理念	84
3 計画の概要	86
4 成果目標	87
5 自立支援給付の実施目標	92
6 地域生活支援事業の実施目標	95

第8章 第1期北方町障がい児福祉計画

1 計画の概要	99
2 成果目標	100
3 障がい児支援サービスの実施目標	102

第9章 計画の推進体制

1 制度を円滑に実施するための体制整備	103
2 計画の推進体制の整備	104
3 計画の達成状況の評価	105

第10章 資料編

1 北方町障がい者地域自立支援協議会設置要綱	107
2 委員名簿	109

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1-1 「北方町障がい者計画」

本町においては、平成24年3月に障害者基本法に基づいた第3期の「北方町障がい者計画」を策定し、障がい福祉施策の総合的な推進を図ってきました。これまで障がい福祉に関する計画のもと、施策の充実に努めてきましたが、平成29年度に改定の時期を迎えたため、これまでの障がい福祉施策の必要な見直しを行い、障がい者の法律や制度の動向、本町の障がい者の実態を踏まえながら、新たな「北方町障がい者計画」を策定します。

1-2 「第5期北方町障がい福祉計画・第1期北方町障がい児福祉計画」

本町においては、「北方町障がい者計画」を策定すると同時に、「第5期北方町障がい福祉計画・第1期北方町障がい児福祉計画」を策定します。

北方町障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第88条に基づき障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定めるものです。

今般の児童福祉法の一部改正による同法第33条の20の規定により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされています。障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、本町でも「障がい児福祉計画」を一体的に作成するものとします。

「障がい」の表記について

本計画では、「障害」の表記をできる限り「障がい」としています。

法律や制度に基づく固有名詞及び引用文は「障害」（全て漢字）と表記し、それ以外は「障がい」（害をひらがな）と表記しています。

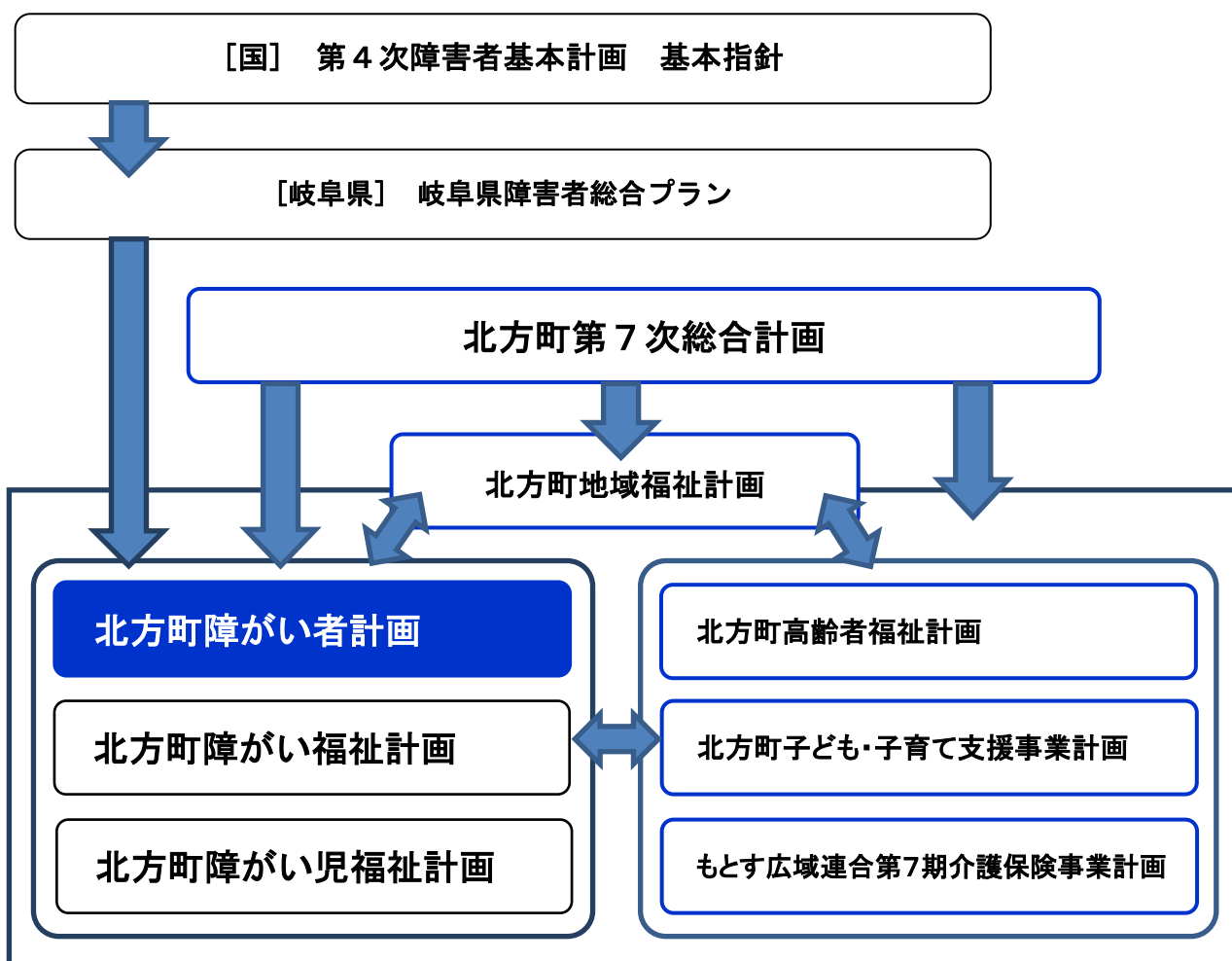
ひとつの言葉に対し、ふたつの表記が混在していますことをご理解願います。

2 計画の位置付け

北方町障がい者計画は、障害者基本法に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定めるものです。また、国の「第4次障害者基本計画」及び「岐阜県障害者総合プラン」等と整合性を図りながら策定します。

「北方町第7次総合計画」における基本目標「みんなの力で健やかに暮らせるまち」に沿って、障がい施策分野に関する個別計画と位置付けるとともに、「北方町地域福祉計画」、「北方町高齢者福祉計画」、「北方町子ども・子育て支援事業計画」等と調和した計画として策定するものです。

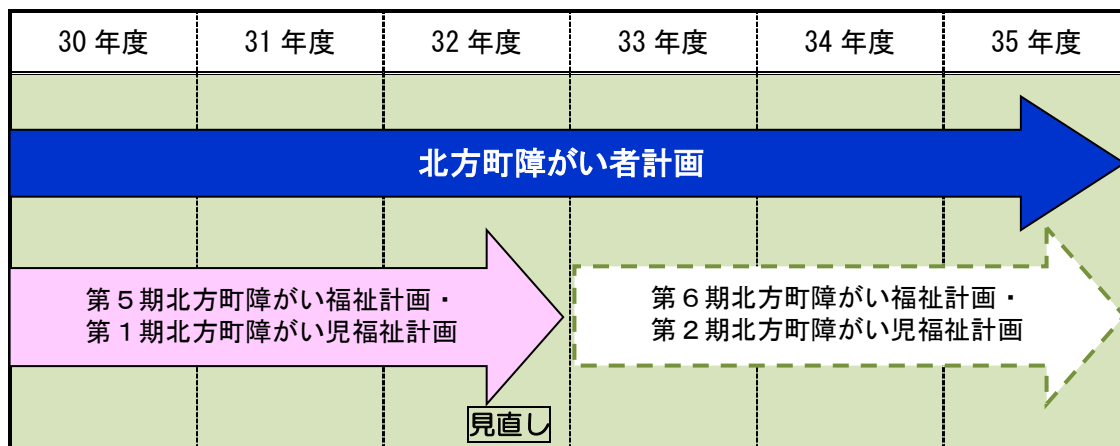
■計画の位置付け



3 計画の期間

「北方町障がい者計画」の計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。
障害者総合支援法に定める「障がい福祉計画」、児童福祉法に定める「障がい児福祉計画」については、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画になります。なお、国の法律や制度の改正の状況を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画期間



4 計画の策定体制

4-1 北方町障がい者地域自立支援協議会

障がい者等の団体や医療・教育・福祉・就労等の各分野からの代表からなる「北方町障がい者地域自立支援協議会」において協議します。

4-2 アンケート調査の実施

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者 計1,000人程度
調査方法：質問用紙の郵送による調査（郵送配布・郵送回収）

5 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

■障がい福祉に関する動向

	障害者基本計画	障害福祉計画
障 が い 福 祉 に 関 す る 動 向	障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月） ○目的と理念の改正・強化 ・基本的人権の尊重 ・障害者・障害の定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 【新設】療育、防災及び防犯、消費者としての障害者の保護、選挙等における配慮 等	障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月） ○障害者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障害により行動障害のある人を追加 ○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し
	障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月） ○障害者虐待の防止と虐待の早期発見・早期対応と再発防止等の取組を規定	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 28 年 6 月公布・平成 30 年 4 月施行） ○障害者の望む地域生活の支援 ・自立生活援助、就労定着支援 等 ・高齢障害者の介護保険サービス利用円滑化 ○障害児支援のニーズの多様化への対応 ・居宅訪問による発達支援 ・障害児福祉計画の策定 等 ○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
	障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月） ○障害者基本法に定めた「差別の禁止」の規定を具体化 ・地方自治体における差別的取扱いの禁止 等	

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口の推移

1-1 北方町の人口の推移

本町の人口は増減を繰り返しており、平成29年4月1日現在では18,352人となっています。
 年齢3区分別でみると、0～14歳人口（年少人口）及び15～64歳人口（生産年齢人口）は減少傾向にあります。65歳以上人口（高齢者人口）は年々増加しています。

●年齢3区分別人口の推移

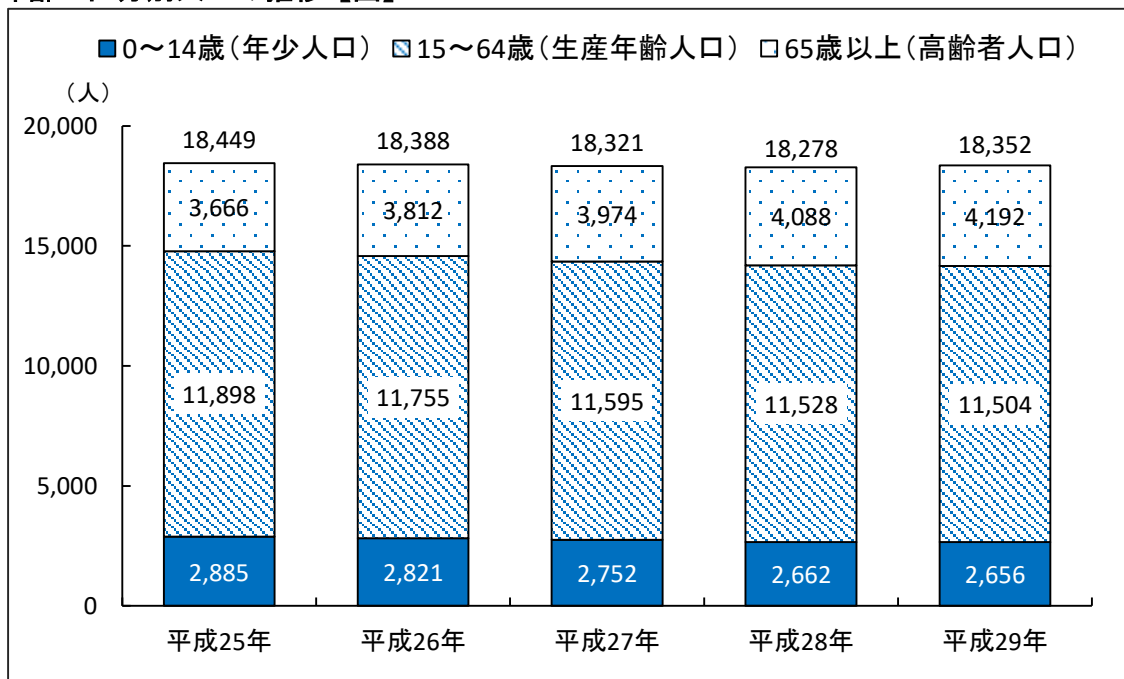
年齢3区分別人口の推移【表】

(人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総人口	18,449	18,388	18,321	18,278	18,352
0～14歳 (年少人口)	2,885	2,821	2,752	2,662	2,656
15～64歳 (生産年齢人口)	11,898	11,755	11,595	11,528	11,504
65歳以上 (高齢者人口)	3,666	3,812	3,974	4,088	4,192

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

年齢3区分別人口の推移【図】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

2 障がい者の推移

2-1 身体障がい者の状況

平成29年4月1日現在、身体障害者手帳を所持している人は707人となっています。平成25年からの推移をみると、増減を繰り返しながらも増加傾向にあります。

障がいの等級別でみると、平成29年は1級が212人と最多となっています。次いで3級が175人、4級が133人、2級が110人となっています。

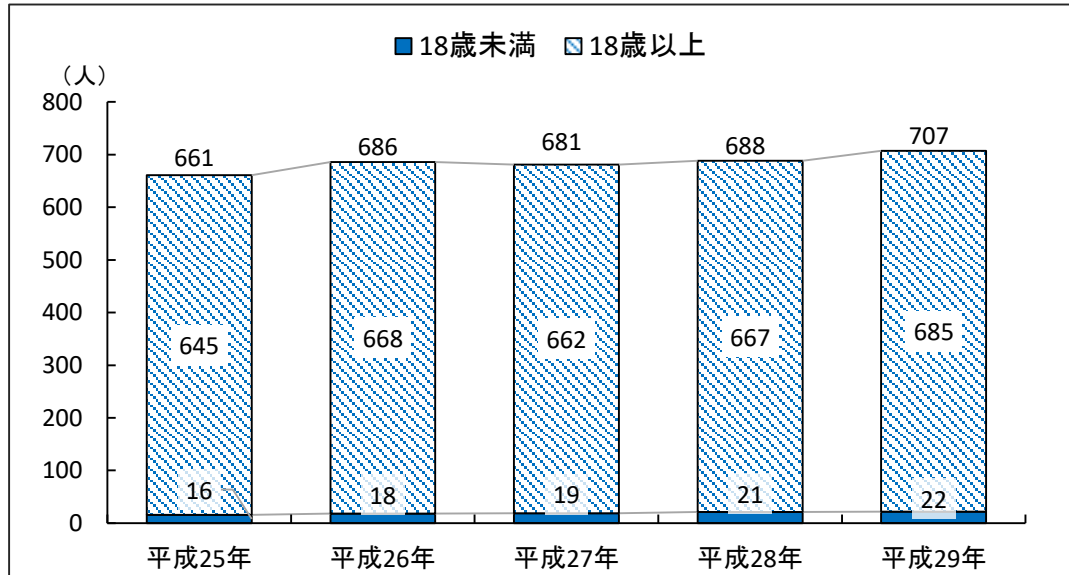
●身体障害者手帳所持者の推移

年齢別身体障害者手帳所持者数【表】 (人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	16	18	19	21	22
18歳以上	645	668	662	667	685
計	661	686	681	688	707

資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

年齢別身体障害者手帳所持者数【図】



資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

●等級別身体障害者手帳所持者の推移

等級別身体障害者手帳所持者数 (人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級	193	199	196	205	212
2 級	115	125	118	114	110
3 級	163	173	169	169	175
4 級	123	122	127	125	133
5 級	31	32	33	34	37
6 級	36	35	38	41	40
計	661	686	681	688	707

資料：福祉健康課（各年 4 月 1 日現在）

障がいの種類別で見ると、平成29年は肢体不自由が374人と最も多く、身体障がい者全体の約5割（53.0%）を占めており、次いで内部障がい者が230人、聴覚・平衡機能障がい者が63人、視覚障がい者が34人、音声・言語そしゃく機能障がい者が6人となっています。

●障がい種類別身体障害者手帳所持者の推移

障がい種類別身体障害者手帳所持者数 (人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障がい	36	36	33	33	34
聴覚・平衡機能障がい	61	61	58	62	63
音声・言語そしゃく機能障がい	2	4	8	5	6
肢体不自由	348	364	363	367	374
内部障がい	214	221	219	221	230
計	661	686	681	688	707

資料：福祉健康課（各年 4 月 1 日現在）

2-2 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者数は増加傾向がうかがえ、平成29年は156人となっています。

障がいの等級別でみると、平成29年はA 1（最重度）が31人、A 2（重度）が22人、B 1（中度）が47人、B 2（軽度）が56人となっています。

●年齢別療育手帳所持者数

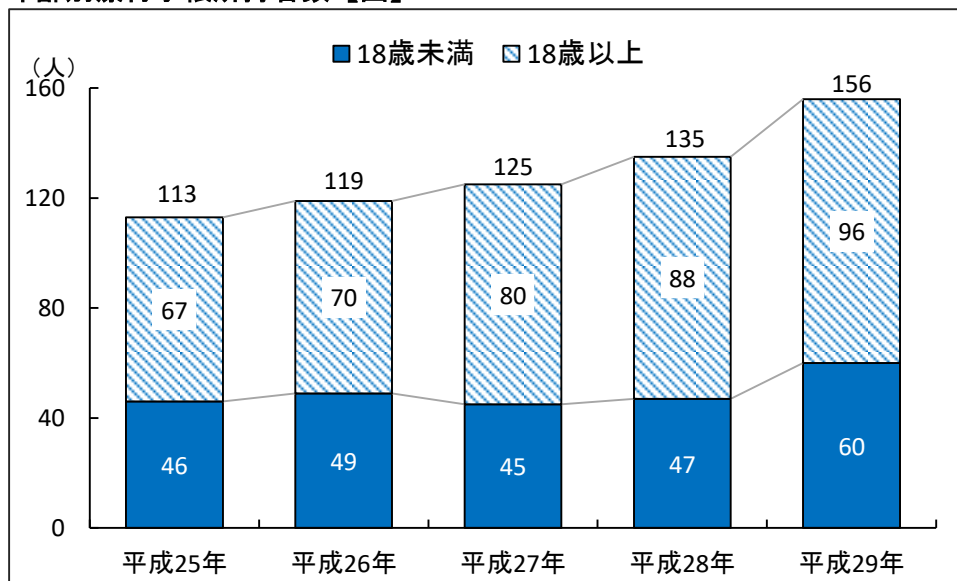
年齢別療育手帳所持者数【表】

(人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	46	49	45	47	60
18 歳以上	67	70	80	88	96
計	113	119	125	135	156

資料：福祉健康課（各年 4 月 1 日現在）

年齢別療育手帳所持者数【図】



資料：福祉健康課（各年 4 月 1 日現在）

●等級別療育手帳所持者数

等級別療育手帳所持者数

(人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
A 1（最重度）	25	27	28	28	31
A 2（重度）	19	18	18	18	22
B 1（中度）	40	40	42	46	47
B 2（軽度）	29	34	37	43	56
計	113	119	125	135	156

資料：福祉健康課（各年 4 月 1 日現在）

2-3 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向がうかがえ、平成29年は163人となっています。

障がいの等級別でみると、平成29年は1級が34人、2級が103人、3級が26人となっています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
手帳所持者数	94	113	136	144	163

資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

●等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級	26	30	37	34	34
2 級	52	58	74	87	103
3 級	16	25	25	23	26
計	94	113	136	144	163

資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

2-4 難病認定者の状況

難病認定者数は増減を繰り返しながらも増加傾向にあり、平成28年は136人となっています。

難病認定者数 (人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
指定難病認定者数	103	107	104	116
小児慢性特定疾病認定者数	18	17	18	20
計	121	124	122	136

資料：岐阜保健所（各年度末現在）

2-5 難病患者の状況

指定難病認定者数 (人)

疾病名	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
筋萎縮性側索硬化症	0	1	1	1
進行性核上性麻痺	0	2	1	1
パーキンソン病	7	8	7	10
大脳皮質基底核変性症	0	2	2	4
重症筋無力症	2	2	3	3
多発性硬化症／視神経脊髄炎	2	2	2	2
多系統委縮症	4	4	3	3
脊髄小脳変性症	4	3	4	5
もやもや病	3	2	2	3
神経線維腫症	2	0	0	0
天疱瘡	2	2	1	1
膿疱性乾癬	1	0	0	0
結節性多発動脈炎	1	0	0	0
全身性エリテマトーデス	5	4	4	5
皮膚筋炎／多発性筋炎	14	3	3	4
全身性強皮症		12	13	13
混合性結合組織病	2	2	1	1
ベーチェット病	3	3	2	1
特発性拡張型心筋症	2	2	2	2
特発性血小板減少性紫斑病	2	3	2	2
原発性免疫不全症候群	0	0	1	1
後縦靭帯骨化症	4	6	5	7
特発性大腿骨頭壊死症	1	0	1	2
下垂体性PRL分泌亢進症	1	1	1	1
家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0	0	0	1
サルコイドーシス	10	9	9	9
特発性間質性肺炎	1	0	1	1
網膜色素変性症	2	2	2	2
原発性胆汁性肝硬変	1	1	1	1
自己免疫性肝炎		1	1	1
クローン病	7	7	7	7
潰瘍性大腸炎	20	23	20	20
一次性ネフローゼ症候群	0	0	1	1
巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	0	0	1	1
計	103	107	104	116

資料： 岐阜地域公衆衛生協議会 (各年度末現在)

3 障がい者（児）の就学等の状況

3-1 小学校入学前の障がい児の教育・療育等

町立保育所・町立幼稚園の状況 (人)

区 分		3歳未満	3歳	4歳以上
町立保育所	在籍児数	121	94	163
	在籍障がい児数	7	13	24
	加配保育士数	0	6	8
町立幼稚園	在籍児数	0	28	65
	在籍障がい児数	0	3	5
	加配保育士数	0	1	2

資料：福祉健康課、教育委員会（平成29年4月1日現在）

児童発達支援の利用状況 (人)

区 分	1歳児	2歳児	3歳児 (年少)	4歳児 (年中)	5歳児 (年長)	合計
もとす広域連合 幼児療育センター	0	5	9	11	18	43
その他の機関 〔幼児療育センターとの 重複利用3人あり〕	0	1	2	2	3	8

資料：福祉健康課（平成29年4月1日現在）

3-2 小・中学校、特別支援学校への通学状況

小・中学校の特別支援学級の状況

区 分	学校数（校）	学級数（学級）	障がい児数（人）
小学校	3	7	31
中学校	1	2	9

資料：教育委員会（平成29年4月1日現在）

特別支援学校の通学状況 (人)

区 分	学校名	小学部	中学部	高等部
肢体不自由・知的障がい	岐阜本巣特別支援学校	7	3	4
知的障がい	岐阜市立岐阜特別支援学校	0	0	2
肢体不自由	岐阜希望が丘特別支援学校	0	1	1
聴覚障がい	岐阜聾学校	0	0	1

資料：教育委員会（平成29年4月1日現在）

4 各種サービスの提供状況

4-1 保健・医療サービス

①乳幼児健康診査

3か月児健診

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
対象者数（人）	171	164	174	167
受診者数（人）	167	159	167	167
受診率（％）	97.7	97.0	96.0	100.0

資料：保健センター

1歳6か月児健診

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
対象者数（人）	176	172	152	158
受診者数（人）	164	154	149	154
受診率（％）	93.2	89.5	98.0	97.5

資料：保健センター

3歳児健診

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
対象者数（人）	185	191	160	154
受診者数（人）	180	169	150	147
受診率（％）	97.3	88.5	93.8	95.5

資料：保健センター

4-2 重度心身障がい者（児）医療費の助成

重度心身障害者（児）医療費の助成

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
受給者数（人）	587	575	595	595
助成件数（件）	17,524	18,477	18,353	19,097
助成額合計（円）	81,897,407	86,218,050	88,539,241	92,504,289

資料：福祉健康課

4-3 居住系サービスの状況

グループホーム

施設名称	人数 (人)	所在地
ゆうやけこやけ	1	羽島市
共同生活支援センターウッズ	1	山県市
ケアホーム スマイルスマイル	1	岐阜市
共同生活介護 明生ハイツ	1	関市
グループホーム ほたるの里瑞穂	2	瑞穂市
G H健康促進住宅	1	羽島市

資料：福祉健康課（平成 29 年 4 月 1 日現在）

身体障がい者支援施設

施設名称	サービスの種別	人数 (人)	所在地	入・通所別
岐阜県立幸報苑	施設入所・生活介護	1	山県市	入所
岐阜県立三光園	施設入所・生活介護	1	山県市	入所
西濃サンホーム	施設入所・生活介護	3	揖斐川町	入所

資料：福祉健康課（平成 29 年 4 月 1 日現在）

知的障がい者支援施設

施設名称	サービスの種別	人数 (人)	所在地	入・通所別
岐阜県立ひまわりの丘	施設入所・生活介護	2	関市	入所
羽島学園	施設入所・生活介護	1	羽島市	入所
伊自良苑	施設入所・生活介護	2	山県市	入所
生活の家 桜美寮	施設入所・生活介護	1	山県市	入所
あしたの会 自然の家	施設入所・生活介護	1	山県市	入所
西濃向生園	施設入所・生活介護	2	大野町	入所
西美濃の里	施設入所・生活介護	1	池田町	入所
美谷の里	施設入所・生活介護	1	関市	入所
しおなみ苑	施設入所・生活介護	1	八百津町	入所

資料：福祉健康課（平成 29 年 4 月 1 日現在）

4-4 その他のサービスの状況

日常生活用具給付事業の状況

(件)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
盲人用時計	0	1	0	0
盲人用体温計（音声式）	0	2	0	0
聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	2	0
入浴補助用具	2	0	0	0
透析液加湿器	0	0	0	1
電気式たん吸引器	0	4	0	1
聴覚障害者用通信装置	1	1	1	0
紙おむつ等(月単位)	94	113	92	110
盲人用ポータブルレコーダー	1	0	0	2
ストマ用装具(月単位)	338	306	276	286
頭部保護帽	1	2	1	1
携帯会話補助装置	1	0	0	0
特殊寝台	0	0	1	0
パルスオキシメータ	3	4	4	2
体位変換器	0	0	1	1
音声標識ガイド装置	0	0	0	1
環境制御装置	0	0	0	1
盲人体重計	0	0	0	1
エアークッション	0	0	1	0
便器	0	0	1	0
移動・移乗支援用具	0	0	1	0
人工内耳	0	0	1	0
視覚障害者用拡大読書器	1	0	0	0
歩行支援用具	1	0	0	0
計	443	433	382	407

資料：福祉健康課

補装具の交付・修理の状況

(件)

区 分		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
義足		0	2	0	1	0	0	2	0
装具	下肢	1	0	2	1	0	0	1	1
	靴型	0	0	1	1	1	0	0	0
座位保持装置 普通型		2	0	2	2	2	0	3	1
盲人安全つえ		1	0	0	0	0	0	1	0
眼鏡	矯正眼鏡	0	0	0	0	0	0	0	0
	遮光眼鏡	0	0	0	0	0	0	0	0
補聴器	高度難聴ポケット型	0	0	0	1	0	0	0	0
	重度難聴ポケット型	1	1	0	0	0	0	0	0
	高度難聴用耳掛形	2	0	1	1	0	0	3	1
	重度難聴耳掛型	0	3	6	6	5	4	1	11
車いす	普通型	0	5	0	8	3	3	1	7
	その他	0	0	0	0	3	1	2	0
電動車いす		0	0	0	0	0	0	0	0
歩行器		0	0	0	0	2	0	0	0
座位保持いす		0	0	0	0	0	0	1	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0

資料：福祉健康課

重度身体障害者いきいき住宅改善事業の状況

(件)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
助成件数	0	0	1	0

資料：福祉健康課

身体障害者自動車改造費用助成事業の状況

(件)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
運転免許取得	1	0	0	4
改造助成事業	0	1	1	1
重度身体障害者介助用 自動車購入等助成事業	2	0	1	0

資料：福祉健康課

5 人的資源の状況

5-1 相談員の設置状況

相談員の状況 (人)

職種	人員
民生委員・児童委員	33
身体障害者相談員	3
知的障害者相談員	1

資料：福祉健康課（平成29年4月1日現在）

5-2 ボランティア団体等の登録状況

ボランティア団体等の登録状況

区 分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
団体	団体数（団体）	32	28	30	27	26
	人数（人）	544	536	573	561	538
個人（人）		66	65	73	60	82

資料：北方町社会福祉協議会（各年4月1日現在）

第3章 第4期北方町障がい福祉計画の進捗状況

1 障がい福祉サービス

1-1 訪問系サービス

平成29年12月現在、町内には事業所がなく、近隣市町で利用しています。

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での食事・入浴・排せつの介護や外出したときの移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難な人の外出時に同行し、必要な視覚的情報（代筆、代読含む）等の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等の複数の障がい福祉サービスを包括的に行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいのために行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人の危険を避けるために必要な援護のほか、外出したときの移動中の介護を行います。

■訪問系サービスの利用量推移（1月あたり）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	計画見込量	人	16	18	20
		時間	176	190	220
	利用実績	人	12	13	17
		時間	211	276	286
重度訪問介護	計画見込量	人	0	1	1
		時間	0	50	50
	利用実績	人	0	0	0
		時間	0	0	0
同行援護	計画見込量	人	3	4	4
		時間	45	60	70
	利用実績	人	4	4	4
		時間	98.5	97.5	88
重度障害者等包括支援	計画見込量	人	0	0	0
		時間	0	0	0
	利用実績	人	0	0	0
		時間	0	0	0
行動援護	計画見込量	人	1	2	3
		時間	5	10	15
	利用実績	人	1	1	1
		時間	12	24	23

※平成 29 年度の実績は、8 月時点の実績から見込んでいます。

1-2 日中活動系サービス

平成29年12月現在、町内では3事業所が就労継続支援B型のサービスを提供しています。その他の日中活動系サービスの事業者はなく、近隣市町で利用しています。

■サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	障がい者支援施設等で、日中の食事・入浴・排せつの介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施します。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援を行います。
就労継続支援A型	特別支援学校卒業者や離職した人を対象に、雇用契約に基づき働きながら一般就労も目指し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	主に日中の病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、日常生活上の世話をを行います。
短期入所（福祉型・医療型）	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行うものです。障がい者支援施設でサービスの提供を行う福祉型と病院や診療所でサービスの提供を行う医療型があります。

■日中活動系サービスの利用量推移（1月あたり）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	計画見込量	人	30	32	32
		人日	600	640	640
	利用実績	人	30	29	30
		人日	649	588	592
自立訓練 （機能訓練）	計画見込量	人	1	1	1
		人日	15	15	15
	利用実績	人	0	0	0
		人日	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	計画見込量	人	5	5	6
		人日	100	100	110
	利用実績	人	3	3	4
		人日	63	66	76
就労移行支援	計画見込量	人	6	8	8
		人日	90	120	120
	利用実績	人	2	3	3
		人日	38	46	45
就労継続支援 A 型	計画見込量	人	12	14	16
		人日	240	280	320
	利用実績	人	21	27	27
		人日	419	514	526
就労継続支援 B 型	計画見込量	人	12	14	15
		人日	204	252	270
	利用実績	人	11	12	16
		人日	195	190	227
療養介護	計画見込量	人	1	1	1
	利用実績	人	1	1	1

※平成 29 年度の実績は、8 月時点の実績から見込んでいます。

■日中活動系サービスの利用量推移（1月あたり）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所 （福祉型）	計画見込量	人	2	3	4
		人日	14	20	30
	利用実績	人	4	1	1
		人日	37	4	6
短期入所 （医療型）	計画見込量	人	4	5	6
		人日	36	40	50
	利用実績	人	3	3	4
		人日	4	8	19

※平成 29 年度の実績は、8 月時点の実績から見込んでいます。

1-3 居住系サービス

平成29年12月現在、町内には入所施設、グループホームともに事業所がなく、近隣市町で利用しています。

地域生活への移行の点から、住まいの確保が重要になってきます。そのため、障がいの程度に関わらず安心して地域での生活ができるようグループホームのサービス提供事業者の参入促進が必要となります。

■サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助（グループホーム）	主に夜間の共同生活を行う住居として、相談やその他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して、主に夜間の食事・入浴・排せつの介護等を行います。

■居住系サービスの利用量推移（1月あたり）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 （グループホーム）	計画見込量	人	6	7	8
	利用実績	人	5	6	7
施設入所支援	計画見込量	人	18	18	17
	利用実績	人	18	17	17

※平成 29 年度の実績は、8 月時点の実績から見込んでいます。

1-4 相談支援

平成29年12月現在、町内には相談支援事業所がなく、近隣市町で利用しています。

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての人を対象に、支給決定や支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	入所施設や病院に長期入所等している人を対象に、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている人を対象に、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。

■相談支援の利用量推移（1月あたり）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	計画見込量	人	18	20	22
	利用実績	人	31	25	25
地域移行支援	計画見込量	人	0	1	1
	利用実績	人	0	0	0
地域定着支援	計画見込量	人	0	1	1
	利用実績	人	0	0	0

※平成 29 年度の実績は、8 月時点の実績から見込んでいます。

1-5 障がい児支援サービス（児童福祉法に基づくサービス）

平成29年12月現在、町内では5事業所が放課後等デイサービスを提供しています。

児童発達支援、放課後等デイサービスの希望者が増加傾向にあることから、今後も利用者の状況やニーズを把握し、適切な支援を提供していくことが求められています。また、ライフステージ（乳幼児期～就学前～就学後～成人期）を通じて継続的に支援を提供できる体制づくりが必要になります。

■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行います。
障害児相談支援	児童発達支援等の障害児通所支援サービスの利用にあたって、障害児利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

■障がい児支援サービスの利用量推移（1月あたり）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	計画見込量	人	50	54	58
		人日	160	176	192
	利用実績	人	52	57	52
		人日	148	182	145
医療型児童発達支援	計画見込量	人	2	3	4
		人日	10	15	20
	利用実績	人	2	3	2
		人日	14	10	4
放課後等デイサービス	計画見込量	人	14	16	18
		人日	162	192	222
	利用実績	人	26	28	34
		人日	396	401	397
障害児相談支援	計画見込量	人	12	14	16
	利用実績	人	27	31	30

※平成 29 年度の実績は、8 月時点の実績から見込んでいます。

2 地域生活支援事業

障がい者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施しています。地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。本町が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

本町で実施するサービスの概要

◆必須事業

サービス名	内 容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援や、権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な人を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚障がい者等、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に手話通訳者・要約筆記奉仕員を派遣し、障がい者との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。

◆任意事業

サービス名	内 容
訪問入浴事業	自宅での入浴が困難な重度の身体障がい者の自宅を移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者や家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族等の一時的な負担軽減を図ります。
社会参加促進事業(自動車運転免許取得・改造助成事業)	障がい者が、社会参加をし地域の中で共に生活が送れるよう、またコミュニケーション、文化活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、自動車運転免許取得等の助成を行います。

2-1 必須事業

地域生活支援事業の必須事業の実績は以下の通りです。平成29年度の実績は8月時点の実績から見込んでいます。

(1) 相談支援事業

相談支援事業の実績の推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業	計画見込量	箇所	5	5	5
	事業実績	箇所	5	5	5

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	計画見込量	人	0	1	1
	利用実績	人	0	0	0

(3) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
意思疎通支援事業	計画見込量	件	1	1	2
	利用実績	件	0	1	0

(4) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	計画見込量	件	1	1	1
	利用実績	件	3	1	0
自立支援生活用具	計画見込量	件	3	4	5
	利用実績	件	5	3	5
在宅療養等支援用具	計画見込量	件	5	6	7
	利用実績	件	4	5	6

日常生活用具給付等事業の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
情報・意思 疎通支援用具	計画見込量	件	5	6	7
	利用実績	件	2	2	0
排せつ管理 支援用具	計画見込量	件	430	440	450
	利用実績	件	368	396	420
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	計画見込量	件	1	1	1
	利用実績	件	0	0	0

※平成 29 年度の実績は、8 月時点の実績から見込んでいます。

(5) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修 事業	計画見込量	人	0	5	5
	利用実績	人	2	0	1

(6) 移動支援事業

移動支援事業の利用量推移（1 月あたり）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	計画見込量	人	12	13	14
		時間	130	140	150
	利用実績	人	12	15	13
		時間	114	143	126

(7) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業の利用量推移（1 月あたり）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター 事業	計画見込量	人	21	22	23
	利用実績	人	38	44	33

2-2 任意事業

地域生活支援事業の任意事業の実績は以下の通りです。平成29年度の実績は8月時点の実績から見込んでいます。

(1) 訪問入浴サービス

訪問入浴サービスの利用量推移（1月あたり）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス	計画見込量	人	1	1	1
	利用実績	人	1	1	1

(2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業の利用量推移（1月あたり）

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	計画見込量	人	10	11	12
	利用実績	人	7	5	4

(3) 社会参加促進事業（運転免許取得・改造助成事業）

社会参加促進事業の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社会参加促進事業	計画見込量	人	2	2	2
	利用実績	人	1	5	2

第4章 アンケート調査結果の概要

1 アンケート調査の実施概要

本町では、障がい当事者に対して、生活の実態と今後の意向をお伺いするアンケート調査を実施しました。

1-1 調査の目的・内容

本調査は、平成30年度を初年度とする北方町障がい者計画、第5期北方町障がい福祉計画及び第1期北方町障がい児福祉計画を策定するにあたって、障がい者（身体・知的・精神）を対象に福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

1-2 調査設計

(1) 調査地域	北方町全域
(2) 調査対象	町内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
(3) 対象者数	891人
(4) 抽出方法	全数調査
(5) 調査方法	郵送配布・回収
(6) 調査時期	平成29年7月21日～8月10日（調査基準日 平成29年7月1日）

1-3 回収結果

配布数 A	回収数 B	有効回収数 C	有効回収率 C/A
891	415	403	45.2%

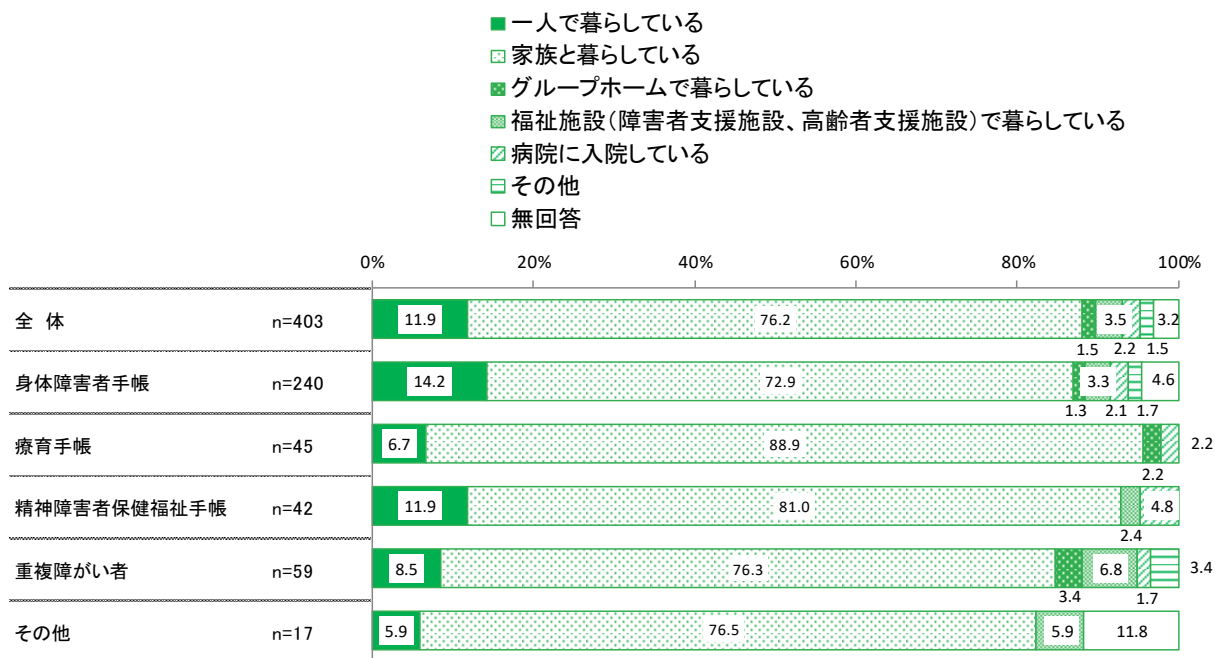
※有効回収数は、回収されたが記入のない調査票を除いて集計した数。

2 調査結果まとめ

① 生活環境

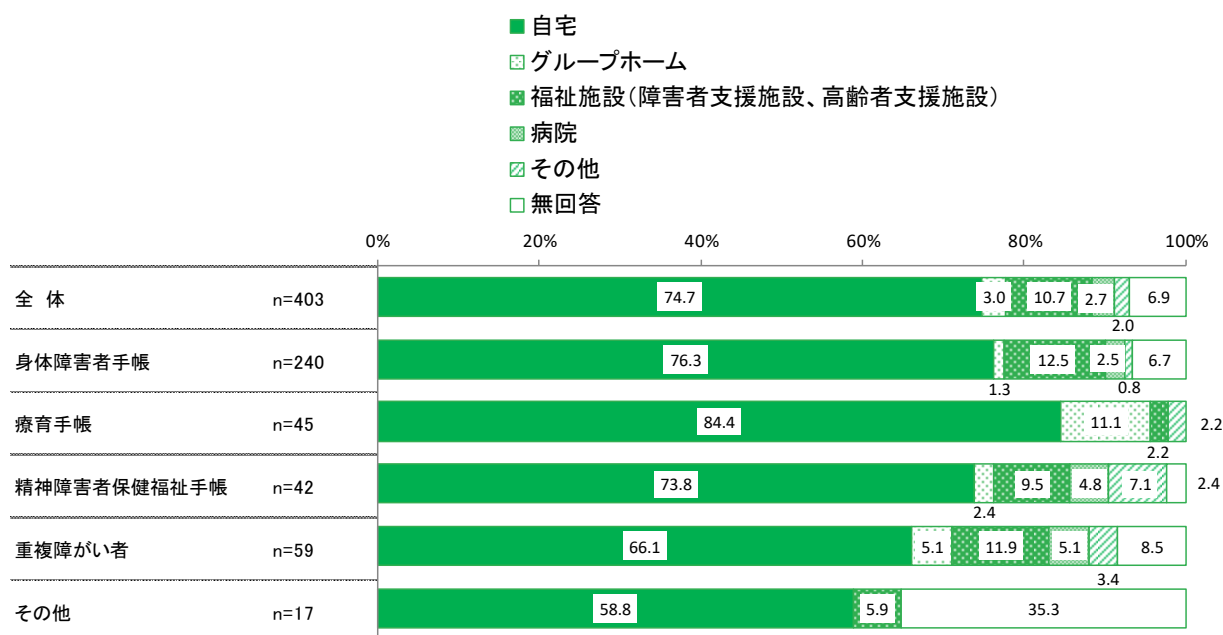
現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が76.2%と最も多くなっています。
障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「家族と暮らしている」が約7～8割を占めています。

【現在の暮らしについて】



将来住みたい、暮らしたい生活の場については、「自宅」が74.7%と最も多くなっています。
障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「自宅」が約6～8割を占めています。

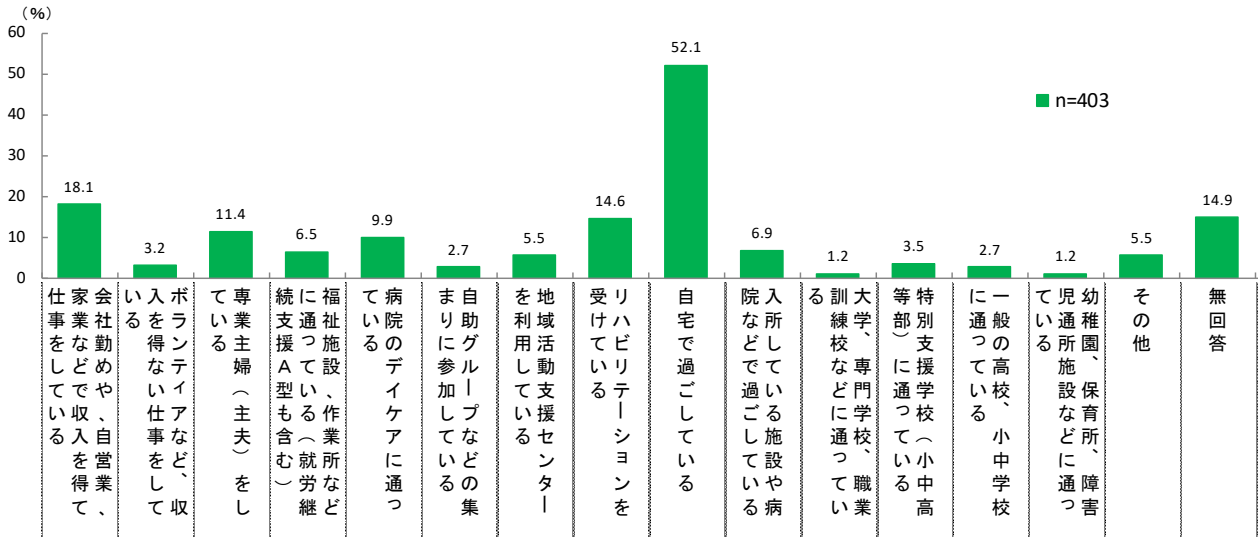
【将来住みたい、暮らしたい生活の場】



② 日常生活

平日の主な過ごし方については、「自宅で過ごしている」が52.1%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が18.1%、「リハビリテーションを受けている」が14.6%等となっています。

【平日の主な過ごし方 ※複数回答】



<障がい別>

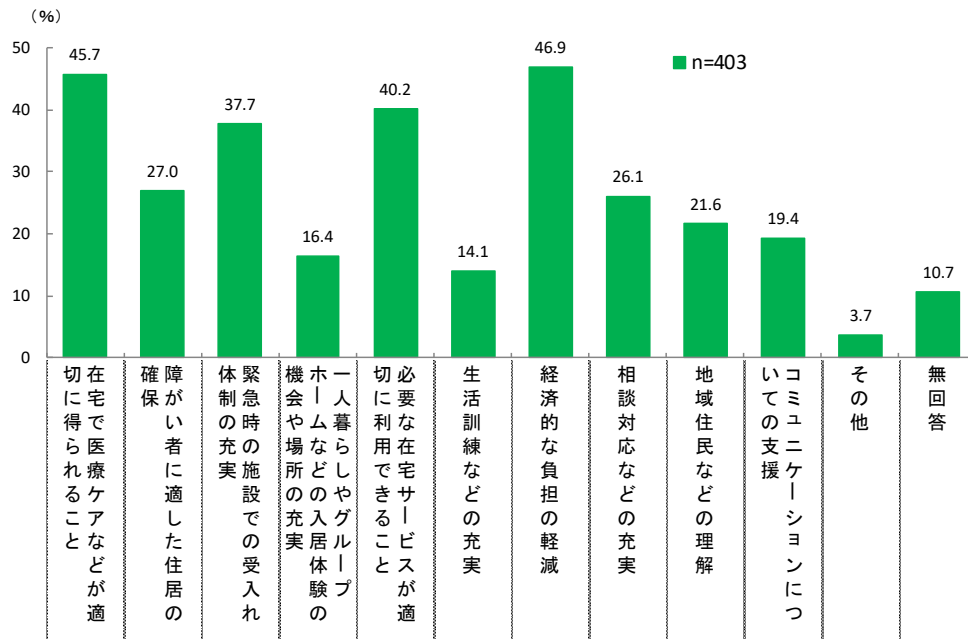
	問27 あなたは、現在平日の日中をどのように過ごしていますか。									
	調査数	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	専業主婦（主夫）をしている	福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）	病院などのデイケアに通っている	自助グループなどの集まりに参加している	地域活動支援センターを利用している	リハビリテーションを受けている	
全体	403	18.1	3.2	11.4	6.5	9.9	2.7	5.5	14.6	
身体障害者手帳	240	16.3	4.6	12.5	1.7	10.0	4.2	4.2	15.4	
療育手帳	45	33.3	0.0	0.0	15.6	2.2	0.0	17.8	8.9	
精神障害者保健福祉手帳	42	21.4	2.4	7.1	21.4	7.1	2.4	2.4	4.8	
重複障がい者	59	11.9	1.7	16.9	8.5	18.6	0.0	3.4	25.4	
その他	17	17.6	0.0	17.6	5.9	5.9	0.0	5.9	5.9	

	調査数	（%）							
		自宅で過ごしている	入所している施設や病院などで過ごしている	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	特別支援学校（小中高等部）に通っている	一般の高校、小中学校に通っている	幼稚園、保育所、障害児通所施設などに通っている	その他	無回答
全体	403	52.1	6.9	1.2	3.5	2.7	1.2	5.5	14.9
身体障害者手帳	240	56.7	7.1	1.3	0.8	0.4	0.8	3.8	17.1
療育手帳	45	26.7	2.2	2.2	17.8	15.6	6.7	4.4	2.2
精神障害者保健福祉手帳	42	66.7	7.1	2.4	0.0	2.4	0.0	7.1	7.1
重複障がい者	59	45.8	10.2	0.0	6.8	1.7	0.0	11.9	18.6
その他	17	41.2	5.9	0.0	0.0	5.9	0.0	5.9	23.5

③ 障がい者の支援

地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うかをたずねたところ、「経済的な負担の軽減」が46.9%と最も多く、次いで、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が45.7%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が40.2%、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」が37.7%等となっています。

【地域で生活するための支援 ※複数回答】



<障がい別>

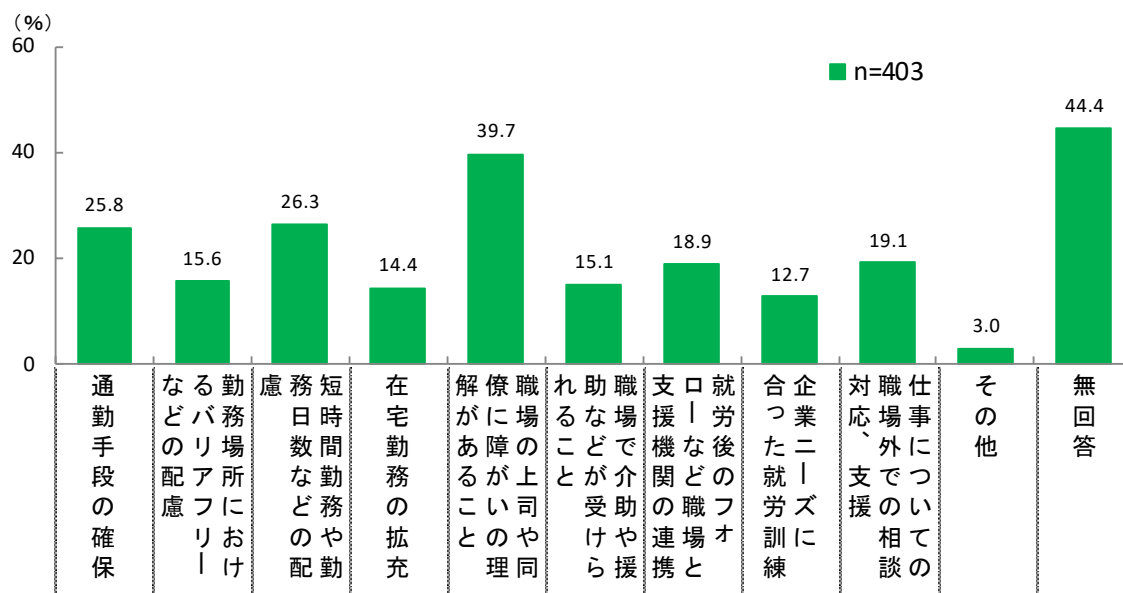
(%)

	問21 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。						
	調査数	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	緊急時の施設での受入れ体制の充実	一人暮らしやグループホームなどの入居体験の機会や場所の充実	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練などの充実
全体	403	45.7	27.0	37.7	16.4	40.2	14.1
身体障害者手帳	240	53.3	25.4	37.5	11.3	42.5	6.3
療育手帳	45	17.8	37.8	40.0	46.7	40.0	44.4
精神障害者保健福祉手帳	42	31.0	31.0	28.6	19.0	23.8	31.0
重複障がい者	59	47.5	28.8	44.1	11.9	44.1	11.9
その他	17	41.2	5.9	35.3	17.6	35.3	11.8

	調査数	経済的な負担の軽減	相談対応などの充実	地域住民などの理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
全体	403	46.9	26.1	21.6	19.4	3.7	10.7
身体障害者手帳	240	38.8	18.8	14.2	13.3	2.9	12.5
療育手帳	45	68.9	51.1	57.8	51.1	4.4	2.2
精神障害者保健福祉手帳	42	71.4	45.2	38.1	40.5	4.8	0.0
重複障がい者	59	45.8	28.8	15.3	8.5	6.8	10.2
その他	17	47.1	5.9	11.8	5.9	0.0	35.3

障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いかをたずねたところ、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が39.7%と最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が26.3%、「通勤手段の確保」が25.8%、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が19.1%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が18.9%等となっています。

【障がい者の就労支援 ※複数回答】



<障がい別>

(%)

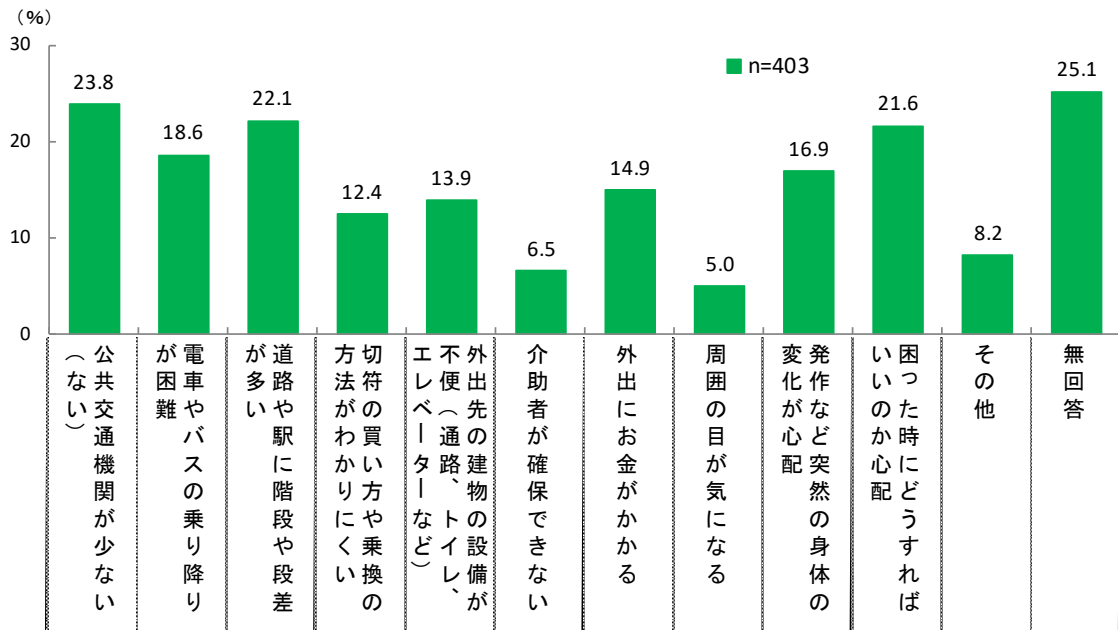
	問31 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。						
	調査数	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	短時間勤務や勤務日数などの配慮	在宅勤務の拡充	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	職場で介助や援助などが受けられること
全体	403	25.8	15.6	26.3	14.4	39.7	15.1
身体障害者手帳	240	17.1	16.3	20.0	12.1	30.0	12.1
療育手帳	45	68.9	17.8	40.0	15.6	86.7	31.1
精神障害者保健福祉手帳	42	35.7	11.9	57.1	33.3	66.7	19.0
重複障がい者	59	20.3	15.3	20.3	11.9	28.8	13.6
その他	17	29.4	11.8	23.5	5.9	23.5	11.8

	調査数	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	無回答
全体	403	18.9	12.7	19.1	3.0	44.4
身体障害者手帳	240	9.6	7.9	10.8	3.3	53.3
療育手帳	45	57.8	35.6	48.9	2.2	6.7
精神障害者保健福祉手帳	42	42.9	23.8	45.2	2.4	11.9
重複障がい者	59	11.9	10.2	13.6	3.4	55.9
その他	17	11.8	0.0	11.8	0.0	58.8

④ 外出

外出する時に困ることについてたずねたところ、「公共交通機関が少ない(ない)」が23.8%と最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が22.1%、「困った時にどうすればいいのか心配」が21.6%、「電車やバスの乗り降りが困難」が18.6%、「発作など突然の身体の変化が心配」が16.9%等となっています。

【外出するときに困ること ※複数回答】



障がい別でみると、全体との差が大きいものは、身体障害者手帳所持者では「道路や駅に階段や段差が多い」、療育手帳所持者では「切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい」「困った時にどうすればいいのか心配」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「周囲の目が気になる」「発作など突然の身体の変化が心配」、重複障がい者では「電車やバスの乗り降りが困難」となっています。

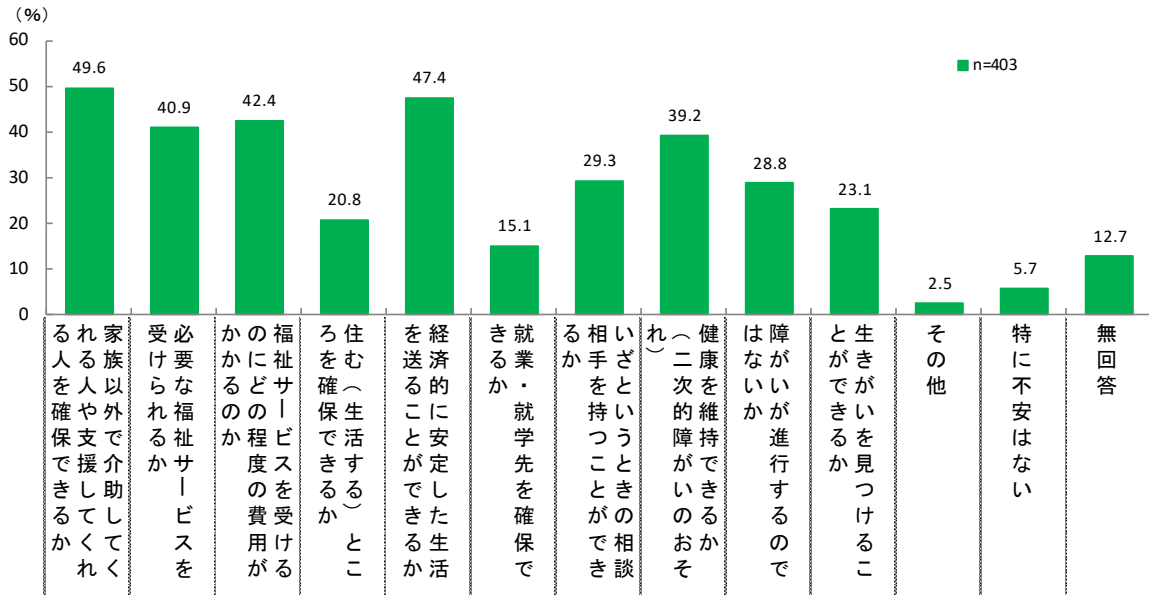
	問26 外出する時に困ることは何ですか。						
	調査数	公共交通機関が少ない(ない)	電車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	介助者が確保できない
全体	403	23.8	18.6	22.1	12.4	13.9	6.5
身体障害者手帳	240	22.1	20.4	27.9	9.2	16.3	7.5
療育手帳	45	33.3	8.9	2.2	40.0	8.9	2.2
精神障害者保健福祉手帳	42	33.3	9.5	9.5	14.3	9.5	2.4
重複障がい者	59	18.6	25.4	23.7	6.8	15.3	6.8
その他	17	17.6	17.6	17.6	0.0	0.0	11.8

	問26 外出する時に困ることは何ですか。						
	調査数	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配	その他	無回答
全体	403	14.9	5.0	16.9	21.6	8.2	25.1
身体障害者手帳	240	10.8	2.1	15.0	14.6	7.5	28.3
療育手帳	45	17.8	6.7	8.9	53.3	4.4	11.1
精神障害者保健福祉手帳	42	23.8	16.7	33.3	31.0	7.1	21.4
重複障がい者	59	22.0	8.5	20.3	22.0	13.6	18.6
その他	17	17.6	0.0	11.8	11.8	11.8	47.1

⑤ 将来の生活に対する不安や相談先

将来の生活に対する不安についてたずねたところ、「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」が49.6%と最も多く、次いで「経済的に安定した生活を送ることができるか」が47.4%、「福祉サービスを受けるのにどの程度の費用がかかるのか」が42.4%、「必要な福祉サービスを受けられるか」が40.9%、「健康を維持できるか（二次的障がいのおそれ）」が39.2%等となっています。

【将来に対する不安 ※複数回答】



<障がい別>

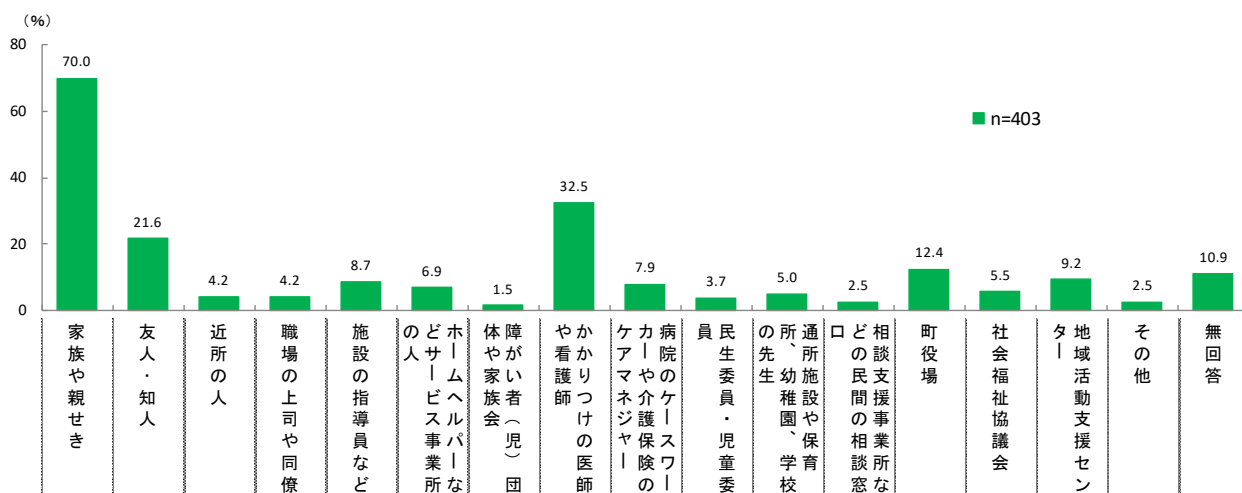
(%)

	問39 将来の生活に対する不安について							
	調査数	家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか	必要な福祉サービスを受けられるか	福祉サービスを受けるのにどの程度の費用がかかるのか	住む（生活する）ところを確保できるか	経済的に安定した生活を送ることができるか	就業・就学先を確保できるか	いざというときの相談相手を持つことができるか
全体	403	49.6	40.9	42.4	20.8	47.4	15.1	29.3
身体障害者手帳	240	41.3	35.8	39.6	13.8	37.1	5.4	20.4
療育手帳	45	77.8	57.8	48.9	53.3	77.8	53.3	64.4
精神障害者保健福祉手帳	42	59.5	40.5	50.0	33.3	71.4	42.9	47.6
重複障がい者	59	57.6	47.5	45.8	18.6	52.5	10.2	32.2
その他	17	41.2	47.1	35.3	11.8	35.3	0.0	5.9

	調査数	健康を維持できるか（二次的障がいのおそれ）	障がいがある人が進歩するのではないかと不安はないか	生きがいを見つけることができるか	その他	特に不安はない	無回答
全体	403	39.2	28.8	23.1	2.5	5.7	12.7
身体障害者手帳	240	35.4	26.7	16.3	2.1	8.8	15.4
療育手帳	45	37.8	20.0	40.0	2.2	0.0	2.2
精神障害者保健福祉手帳	42	52.4	38.1	42.9	4.8	2.4	2.4
重複障がい者	59	49.2	42.4	25.4	3.4	0.0	8.5
その他	17	29.4	11.8	17.6	0.0	5.9	41.2

普段、悩みや困ったことをどなたに相談するかたずねたところ、「家族や親せき」が70.0%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が32.5%、「友人・知人」が21.6%と多くなっています。

【普段の悩みや困ったことの相談先 ※複数回答】



障がい別でみると、全体との差が大きいものは、療育手帳所持者では「通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生」となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「かかりつけの医師や看護師」となっています。

<障がい別>

	問40 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。									
	調査数	家族や親せき	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員など	ホームヘルパーなどサービス事業所の人	障がい者(児)団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
全体	403	70.0	21.6	4.2	4.2	8.7	6.9	1.5	32.5	7.9
身体障害者手帳	240	69.2	23.3	6.3	2.5	5.4	7.5	2.1	33.3	6.7
療育手帳	45	84.4	22.2	0.0	17.8	17.8	4.4	2.2	24.4	0.0
精神障害者保健福祉手帳	42	78.6	23.8	0.0	7.1	4.8	2.4	0.0	50.0	4.8
重複障がい者	59	57.6	15.3	3.4	0.0	16.9	11.9	0.0	27.1	20.3
その他	17	64.7	11.8	0.0	0.0	11.8	0.0	0.0	17.6	11.8

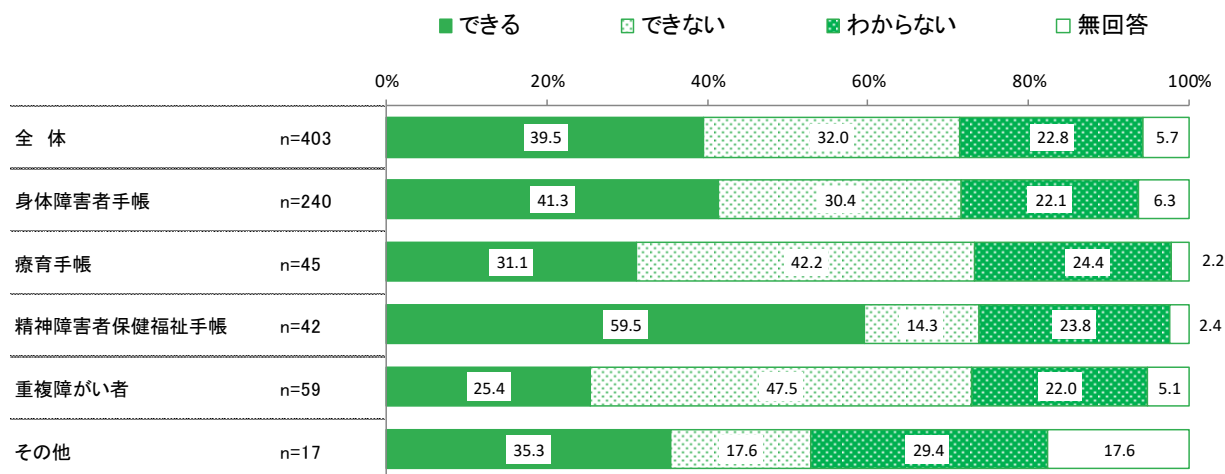
	調査数	民生委員・児童委員	通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	町役場	社会福祉協議会	地域活動支援センター	その他	無回答
全体	403	3.7	5.0	2.5	12.4	5.5	9.2	2.5	10.9
身体障害者手帳	240	4.6	1.7	0.8	15.4	5.8	8.8	2.1	12.9
療育手帳	45	0.0	24.4	15.6	11.1	4.4	15.6	0.0	2.2
精神障害者保健福祉手帳	42	0.0	4.8	2.4	4.8	9.5	7.1	7.1	2.4
重複障がい者	59	3.4	5.1	0.0	10.2	3.4	8.5	3.4	10.2
その他	17	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	29.4

⑥ 災害時の対応

災害時に一人で避難できるかたずねたところ、「できる」が39.5%と最も多く、次いで「できない」が32.0%、「わからない」が22.8%となっています。

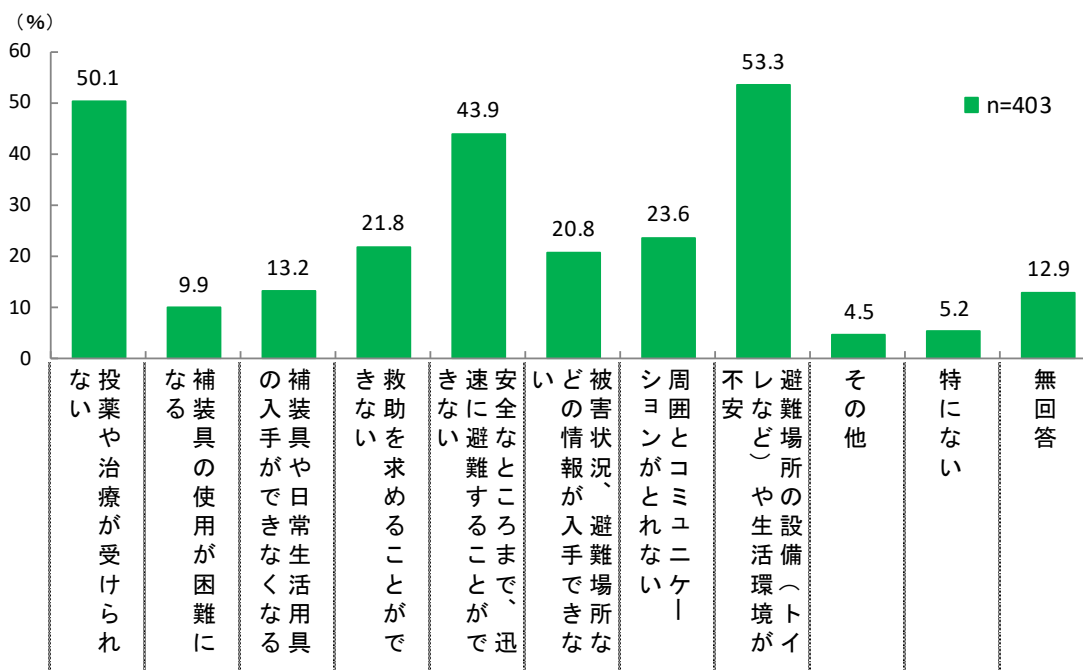
障がい別で見ると、身体障害者手帳所持者は「できる」が41.3%で多くなっています。療育手帳所持者は「できない」が42.2%で多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は「できる」が59.5%で多くなっています。

【災害時の一人での避難について ※単数回答】



火事や地震等の災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が53.3%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が50.1%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が43.9%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が23.6%等となっています。

【災害時に困ること ※複数回答】



障がい別でみると、全体との差が大きいものは、療育手帳所持者で「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とコミュニケーションがとれない」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「周囲とコミュニケーションがとれない」、重複障がい者では「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」となっています。

<障がい別>

	問51 家事や地震などの災害時に困ることは何ですか。						
	調査数	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手がでなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない
全体	403	50.1	9.9	13.2	21.8	43.9	20.8
身体障害者手帳	240	49.6	10.8	13.8	17.5	42.5	16.3
療育手帳	45	22.2	6.7	13.3	37.8	55.6	48.9
精神障害者保健福祉手帳	42	59.5	2.4	4.8	23.8	28.6	23.8
重複障がい者	59	69.5	13.6	15.3	30.5	57.6	18.6
その他	17	41.2	11.8	17.6	5.9	23.5	11.8

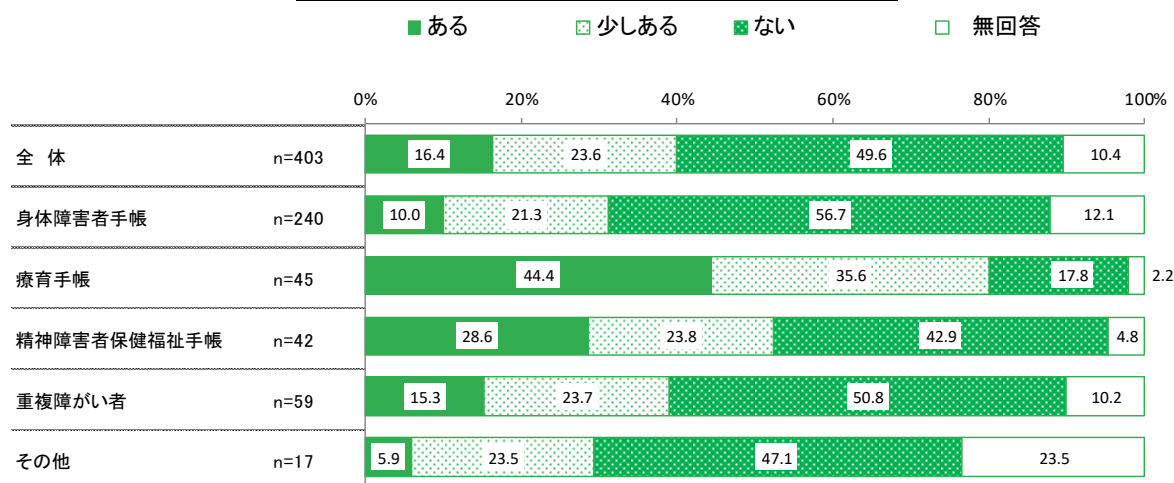
	調査数	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	その他	特になし	無回答
全体	403	23.6	53.3	4.5	5.2	12.9
身体障害者手帳	240	14.2	52.1	2.5	5.0	15.4
療育手帳	45	57.8	60.0	8.9	4.4	4.4
精神障害者保健福祉手帳	42	42.9	42.9	7.1	7.1	4.8
重複障がい者	59	25.4	64.4	8.5	1.7	11.9
その他	17	11.8	41.2	0.0	17.6	23.5

⑦ 権利擁護・障がい者差別解消

障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験があるかたずねたところ、「ない」が49.6%と最も多く、次いで「少しある」が23.6%、「ある」が16.4%となっています。

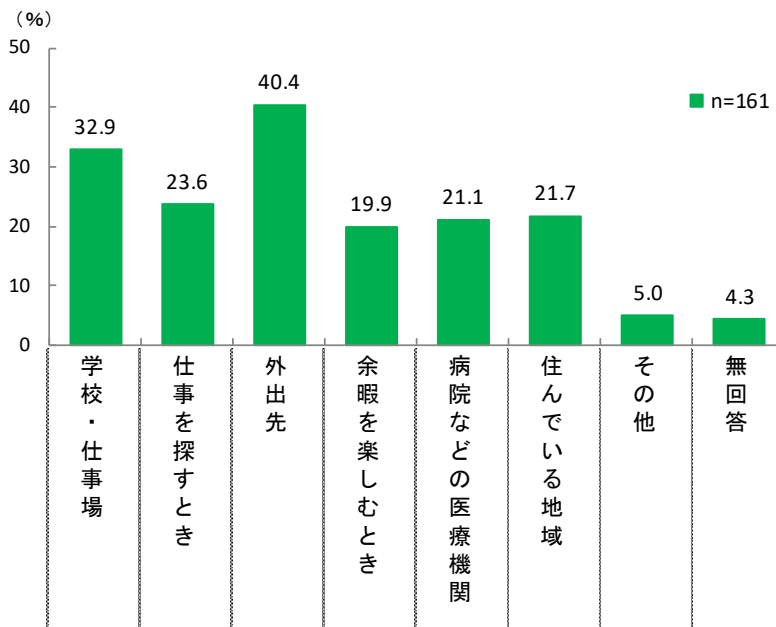
障がい別で見ると、療育手帳所持者で「ある」が44.4%で多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は「ない」が42.9%で多くなっています。

【障がいによる差別や嫌な思いをしたことがあるか】



障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをした経験がある人に、どのような場所でそのような思いをしたかをたずねたところ、「外出先」が40.4%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が32.9%、「仕事を探すとき」が23.6%、「住んでいる地域」が21.7%、「病院などの医療機関」が21.1%等となっています。

【どのような場所で差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるか ※複数回答】



障がい別でみると、全体との差が大きいものは、身体障害者手帳所持者と重複障がい者では「外出先」となっています。療育手帳所持者では「学校・仕事場」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「学校・仕事場」「仕事を探すとき」となっています。

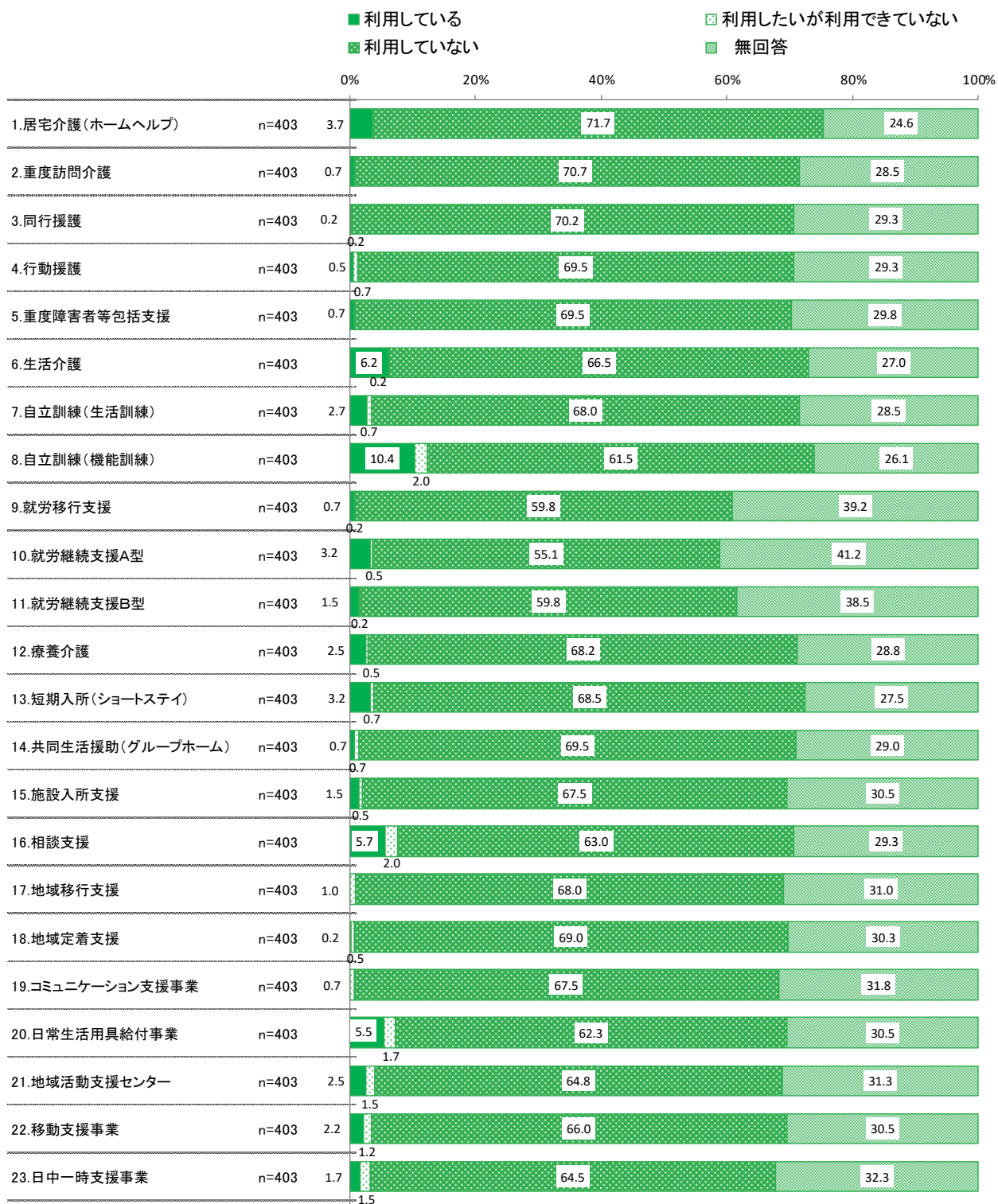
<障がい別>

	問43 どのような場所で差別を受けたり、嫌な思いをしましたか。								
	調査数	学校・仕事場	仕事を探すとき	外出先	余暇を楽しむとき	病院などの医療機関	住んでいる地域	その他	無回答
全体	161	32.9	23.6	40.4	19.9	21.1	21.7	5.0	4.3
身体障害者手帳	75	14.7	21.3	48.0	20.0	21.3	17.3	4.0	5.3
療育手帳	36	66.7	19.4	36.1	16.7	16.7	25.0	2.8	5.6
精神障害者保健福祉手帳	22	68.2	45.5	13.6	4.5	22.7	22.7	4.5	0.0
重複障がい者	23	13.0	21.7	52.2	30.4	30.4	30.4	13.0	0.0
その他	5	0.0	0.0	20.0	60.0	0.0	20.0	0.0	20.0

⑧ 障がい福祉サービス・福祉施策

現在、利用したいが利用できていない障がい福祉サービスについては、「自立訓練（機能訓練）」「相談支援」が2.0%と最も多く、次いで「日常生活用具給付事業」が1.7%となっています。

【現在利用している障がい福祉サービス】



身体障害者手帳所持者で現在、利用している障がい福祉サービスについては、「自立訓練（機能訓練）」が9.6%と最も多く、次いで「生活介護」が6.7%、「日常生活用具給付事業」が5.8%等となっています。

【身体障害者手帳所持者で現在利用している障がい福祉サービス】

(%)

身体障害者手帳 調査数 240	問35 あなたは次のサービスを利用していますか。			
	利用 している	利用したい が利用でき ていない	利用 していない	無回答
1.居宅介護(ホームヘルプ)	3.8	0.0	69.2	27.1
2.重度訪問介護	0.4	0.0	67.9	31.7
3.同行援護	0.4	0.4	67.5	31.7
4.行動援護	0.0	0.0	67.5	32.5
5.重度障害者等包括支援	0.4	0.0	66.3	33.3
6.生活介護	6.7	0.4	63.8	29.2
7.自立訓練(生活訓練)	1.7	0.4	66.3	31.7
8.自立訓練(機能訓練)	9.6	2.5	59.6	28.3
9.就労移行支援	0.4	0.0	55.8	43.8
10.就労継続支援A型	0.4	0.0	53.3	46.3
11.就労継続支援B型	0.0	0.0	57.9	42.1
12.療養介護	2.1	0.4	64.6	32.9
13.短期入所(ショートステイ)	2.1	0.0	65.4	32.5
14.共同生活援助(グループホーム)	0.4	0.4	64.6	34.6
15.施設入所支援	2.1	0.4	61.7	35.8
16.相談支援	2.1	1.3	62.9	33.8
17.地域移行支援	0.0	0.4	62.5	37.1
18.地域定着支援	0.4	0.8	63.3	35.4
19.コミュニケーション支援事業	0.0	0.8	61.7	37.5
20.日常生活用具給付事業	5.8	2.5	55.4	36.3
21.地域活動支援センター	2.1	1.7	59.6	36.7
22.移動支援事業	0.4	1.7	61.7	36.3
23.日中一時支援事業	0.0	0.8	60.4	38.8

療育手帳所持者で現在、利用している障がい福祉サービスについては、「相談支援」が22.2%と最も多く、次いで「移動支援事業」が13.3%、「自立訓練（機能訓練）」「就労継続支援A型」が11.1%となっています。

【療育手帳所持者で現在利用している障がい福祉サービス】

(%)

療育手帳 調査数 45	問35 あなたは次のサービスを利用していますか。			
	利用 している	利用したい が利用でき ていない	利用 していない	無回答
1.居宅介護(ホームヘルプ)	0.0	0.0	84.4	15.6
2.重度訪問介護	0.0	0.0	84.4	15.6
3.同行援護	0.0	0.0	84.4	15.6
4.行動援護	2.2	0.0	82.2	15.6
5.重度障害者等包括支援	0.0	0.0	84.4	15.6
6.生活介護	2.2	0.0	77.8	20.0
7.自立訓練(生活訓練)	4.4	0.0	77.8	17.8
8.自立訓練(機能訓練)	11.1	0.0	71.1	17.8
9.就労移行支援	4.4	0.0	77.8	17.8
10.就労継続支援A型	11.1	2.2	66.7	20.0
11.就労継続支援B型	2.2	2.2	73.3	22.2
12.療養介護	0.0	0.0	80.0	20.0
13.短期入所(ショートステイ)	4.4	0.0	77.8	17.8
14.共同生活援助(グループホーム)	2.2	0.0	82.2	15.6
15.施設入所支援	0.0	0.0	80.0	20.0
16.相談支援	22.2	0.0	57.8	20.0
17.地域移行支援	0.0	0.0	77.8	22.2
18.地域定着支援	0.0	0.0	82.2	17.8
19.コミュニケーション支援事業	0.0	0.0	82.2	17.8
20.日常生活用具給付事業	0.0	0.0	82.2	17.8
21.地域活動支援センター	8.9	0.0	75.6	15.6
22.移動支援事業	13.3	2.2	71.1	13.3
23.日中一時支援事業	8.9	2.2	73.3	15.6

精神障害者保健福祉手帳所持者で現在、利用している障がい福祉サービスについては、「就労継続支援A型」が16.7%と最も多く、次いで「相談支援」が7.1%、「自立訓練（生活訓練）」「自立訓練（機能訓練）」「就労継続支援B型」が4.8%等となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者で現在利用している障がい福祉サービス】

(%)

精神障害者保健福祉手帳 調査数 42	問35 あなたは次のサービスを利用していますか。			
	利用 している	利用したい が利用でき ていない	利用 していない	無回答
1.居宅介護(ホームヘルプ)	0.0	0.0	85.7	14.3
2.重度訪問介護	0.0	0.0	83.3	16.7
3.同行援護	0.0	0.0	83.3	16.7
4.行動援護	0.0	4.8	83.3	11.9
5.重度障害者等包括支援	0.0	0.0	83.3	16.7
6.生活介護	2.4	0.0	81.0	16.7
7.自立訓練(生活訓練)	4.8	0.0	78.6	16.7
8.自立訓練(機能訓練)	4.8	2.4	78.6	14.3
9.就労移行支援	0.0	2.4	81.0	16.7
10.就労継続支援A型	16.7	2.4	69.0	11.9
11.就労継続支援B型	4.8	0.0	81.0	14.3
12.療養介護	2.4	0.0	83.3	14.3
13.短期入所(ショートステイ)	0.0	2.4	83.3	14.3
14.共同生活援助(グループホーム)	0.0	2.4	83.3	14.3
15.施設入所支援	0.0	2.4	83.3	14.3
16.相談支援	7.1	7.1	71.4	14.3
17.地域移行支援	0.0	4.8	83.3	11.9
18.地域定着支援	0.0	0.0	88.1	11.9
19.コミュニケーション支援事業	0.0	2.4	85.7	11.9
20.日常生活用具給付事業	2.4	2.4	83.3	11.9
21.地域活動支援センター	2.4	2.4	83.3	11.9
22.移動支援事業	0.0	0.0	85.7	14.3
23.日中一時支援事業	0.0	2.4	83.3	14.3

重複障がい者で現在、利用している障がい福祉サービスについては、「自立訓練（機能訓練）」が16.9%と最も多く、次いで「生活介護」「日常生活用具給付事業」が11.9%、「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」が10.2%等となっています。

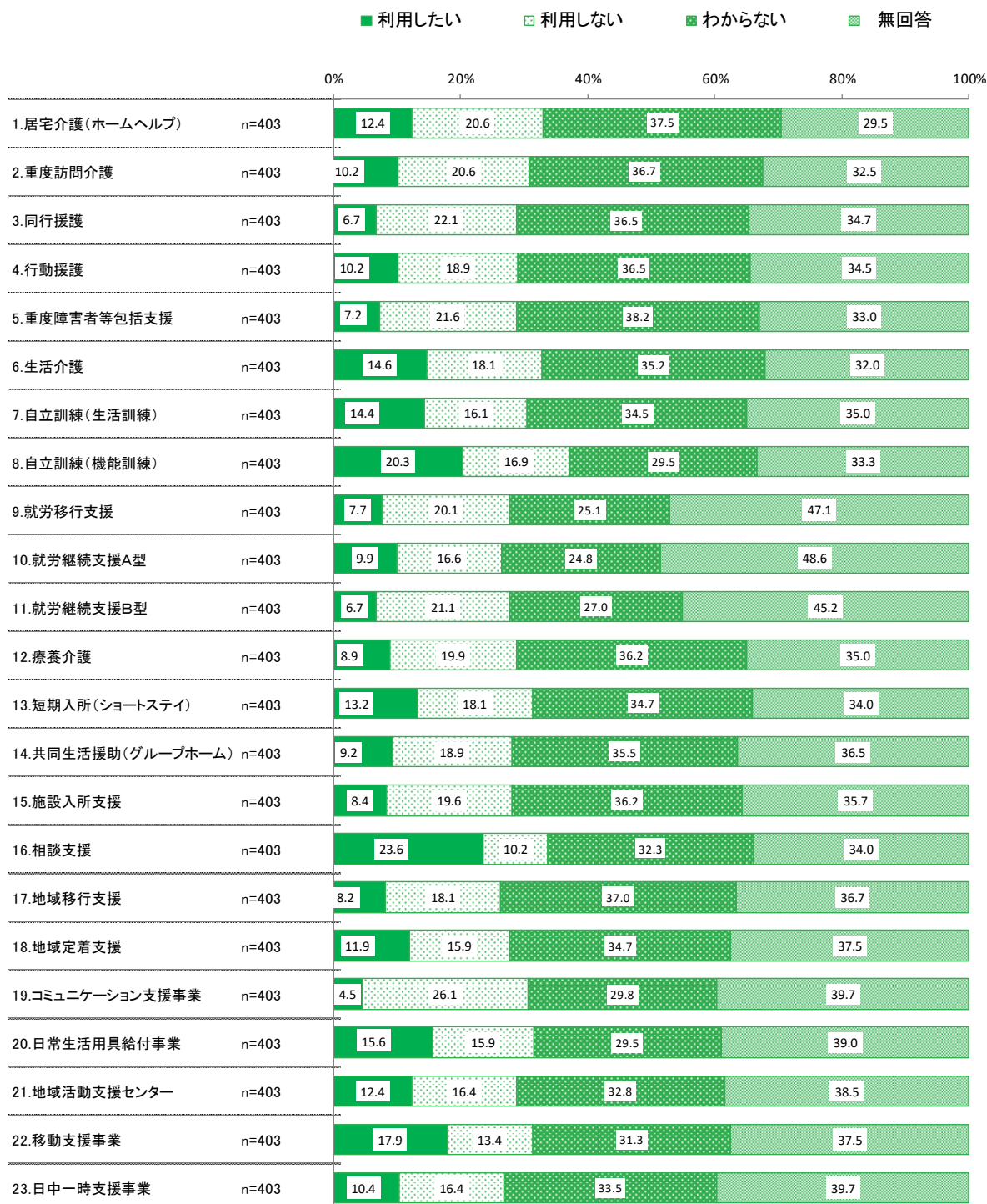
【重複障がい者で現在利用している障がい福祉サービス】

(%)

重複障がい者 調査数 59	問35 あなたは次のサービスを利用していますか。			
	利用 している	利用したい が利用でき ていない	利用 していない	無回答
1.居宅介護(ホームヘルプ)	10.2	0.0	64.4	25.4
2.重度訪問介護	3.4	0.0	66.1	30.5
3.同行援護	0.0	0.0	64.4	35.6
4.行動援護	1.7	1.7	61.0	35.6
5.重度障害者等包括支援	3.4	0.0	64.4	32.2
6.生活介護	11.9	0.0	59.3	28.8
7.自立訓練(生活訓練)	3.4	3.4	62.7	30.5
8.自立訓練(機能訓練)	16.9	1.7	52.5	28.8
9.就労移行支援	0.0	0.0	54.2	45.8
10.就労継続支援A型	0.0	0.0	50.8	49.2
11.就労継続支援B型	5.1	0.0	50.8	44.1
12.療養介護	5.1	1.7	64.4	28.8
13.短期入所(ショートステイ)	10.2	1.7	64.4	23.7
14.共同生活援助(グループホーム)	1.7	1.7	71.2	25.4
15.施設入所支援	0.0	0.0	72.9	27.1
16.相談支援	8.5	3.4	61.0	27.1
17.地域移行支援	0.0	1.7	72.9	25.4
18.地域定着支援	0.0	0.0	67.8	32.2
19.コミュニケーション支援事業	0.0	0.0	66.1	33.9
20.日常生活用具給付事業	11.9	0.0	59.3	28.8
21.地域活動支援センター	0.0	1.7	64.4	33.9
22.移動支援事業	3.4	0.0	66.1	30.5
23.日中一時支援事業	3.4	3.4	61.0	32.2

今後、利用したい障がい福祉サービスについては、「相談支援」が23.6%と最も多く、次いで「自立訓練（機能訓練）」が20.3%、「移動支援事業」が17.9%、「日常生活用具給付事業」が15.6%、「生活介護」が14.6%となっています。

【今後、利用したい障がい福祉サービス】



身体障害者手帳所持者で今後、利用したい障がい福祉サービスについては、「自立訓練（機能訓練）」「相談支援」が18.8%と最も多く、次いで「日常生活用具給付事業」が16.7%、「生活介護」が16.3%となっています。

【身体障害者手帳所持者で今後利用したい障がい福祉サービス】

(%)

身体障害者手帳 調査数 240	問35 あなたは次のサービスを今後利用したいと考えますか。			
	利用 したい	利用 しない	わからない	無回答
1.居宅介護(ホームヘルプ)	12.1	14.6	42.9	30.4
2.重度訪問介護	10.0	13.8	42.5	33.8
3.同行援護	7.5	16.3	40.8	35.4
4.行動援護	5.0	17.5	40.8	36.7
5.重度障害者等包括支援	7.1	15.4	43.3	34.2
6.生活介護	16.3	11.3	40.4	32.1
7.自立訓練(生活訓練)	11.3	15.0	37.9	35.8
8.自立訓練(機能訓練)	18.8	13.8	32.1	35.4
9.就労移行支援	4.2	19.2	25.0	51.7
10.就労継続支援A型	3.8	17.5	24.6	54.2
11.就労継続支援B型	3.3	20.0	27.5	49.2
12.療養介護	10.0	14.6	38.8	36.7
13.短期入所(ショートステイ)	10.4	14.2	37.9	37.5
14.共同生活援助(グループホーム)	4.6	16.7	38.3	40.4
15.施設入所支援	7.1	14.2	39.2	39.6
16.相談支援	18.8	9.6	35.0	36.7
17.地域移行支援	4.6	15.8	38.8	40.8
18.地域定着支援	10.0	12.5	36.7	40.8
19.コミュニケーション支援事業	4.2	18.3	33.8	43.8
20.日常生活用具給付事業	16.7	10.0	30.0	43.3
21.地域活動支援センター	10.4	14.6	32.9	42.1
22.移動支援事業	15.4	10.8	32.5	41.3
23.日中一時支援事業	7.1	13.8	34.6	44.6

療育手帳所持者で今後、利用したい障がい福祉サービスについては、「相談支援」が42.2%と最も多く、次いで「共同生活援助（グループホーム）」が33.3%、「移動支援事業」が31.1%等となっています。

【療育手帳所持者で今後利用したい障がい福祉サービス】

(%)

療育手帳 調査数 45	問35 あなたは次のサービスを今後利用したいと考えますか。			
	利用 したい	利用 しない	わからない	無回答
1.居宅介護(ホームヘルプ)	4.4	46.7	15.6	33.3
2.重度訪問介護	4.4	46.7	15.6	33.3
3.同行援護	2.2	44.4	20.0	33.3
4.行動援護	22.2	24.4	22.2	31.1
5.重度障害者等包括支援	4.4	44.4	17.8	33.3
6.生活介護	2.2	40.0	24.4	33.3
7.自立訓練(生活訓練)	20.0	20.0	26.7	33.3
8.自立訓練(機能訓練)	15.6	33.3	22.2	28.9
9.就労移行支援	22.2	17.8	28.9	31.1
10.就労継続支援A型	28.9	13.3	24.4	33.3
11.就労継続支援B型	20.0	15.6	31.1	33.3
12.療養介護	2.2	35.6	26.7	35.6
13.短期入所(ショートステイ)	20.0	22.2	31.1	26.7
14.共同生活援助(グループホーム)	33.3	15.6	22.2	28.9
15.施設入所支援	11.1	33.3	22.2	33.3
16.相談支援	42.2	8.9	17.8	31.1
17.地域移行支援	11.1	24.4	31.1	33.3
18.地域定着支援	13.3	24.4	31.1	31.1
19.コミュニケーション支援事業	2.2	42.2	22.2	33.3
20.日常生活用具給付事業	4.4	28.9	33.3	33.3
21.地域活動支援センター	24.4	20.0	24.4	31.1
22.移動支援事業	31.1	11.1	26.7	31.1
23.日中一時支援事業	24.4	11.1	33.3	31.1

精神障害者保健福祉手帳所持者で今後、利用したい障がい福祉サービスについては、「就労継続支援A型」「相談支援」が33.3%と最も多く、次いで「行動援護」が28.6%、「自立訓練（機能訓練）」が26.2%等となっています

【精神障害者保健福祉手帳所持者で今後利用したい障がい福祉サービス】

(%)

精神障害者保健福祉手帳 調査数 42	問35 あなたは次のサービスを今後利用したいと考えますか。			
	利用 したい	利用 しない	わからない	無回答
1.居宅介護(ホームヘルプ)	7.1	35.7	40.5	16.7
2.重度訪問介護	4.8	40.5	35.7	19.0
3.同行援護	4.8	42.9	33.3	19.0
4.行動援護	28.6	28.6	28.6	14.3
5.重度障害者等包括支援	4.8	42.9	33.3	19.0
6.生活介護	9.5	40.5	28.6	21.4
7.自立訓練(生活訓練)	19.0	23.8	35.7	21.4
8.自立訓練(機能訓練)	26.2	23.8	31.0	19.0
9.就労移行支援	21.4	26.2	31.0	21.4
10.就労継続支援A型	33.3	11.9	38.1	16.7
11.就労継続支援B型	16.7	33.3	33.3	16.7
12.療養介護	2.4	38.1	42.9	16.7
13.短期入所(ショートステイ)	9.5	45.2	28.6	16.7
14.共同生活援助(グループホーム)	9.5	33.3	40.5	16.7
15.施設入所支援	7.1	42.9	33.3	16.7
16.相談支援	33.3	19.0	31.0	16.7
17.地域移行支援	21.4	28.6	35.7	14.3
18.地域定着支援	23.8	28.6	33.3	14.3
19.コミュニケーション支援事業	4.8	57.1	23.8	14.3
20.日常生活用具給付事業	9.5	47.6	28.6	14.3
21.地域活動支援センター	16.7	31.0	35.7	16.7
22.移動支援事業	14.3	33.3	35.7	16.7
23.日中一時支援事業	9.5	40.5	33.3	16.7

重複障がい者で今後、利用したい障がい福祉サービスについては、「日常生活用具給付事業」が25.4%と最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」「自立訓練（機能訓練）」「相談支援」が23.7%、「短期入所（ショートステイ）」「移動支援事業」が22.0%となっています。

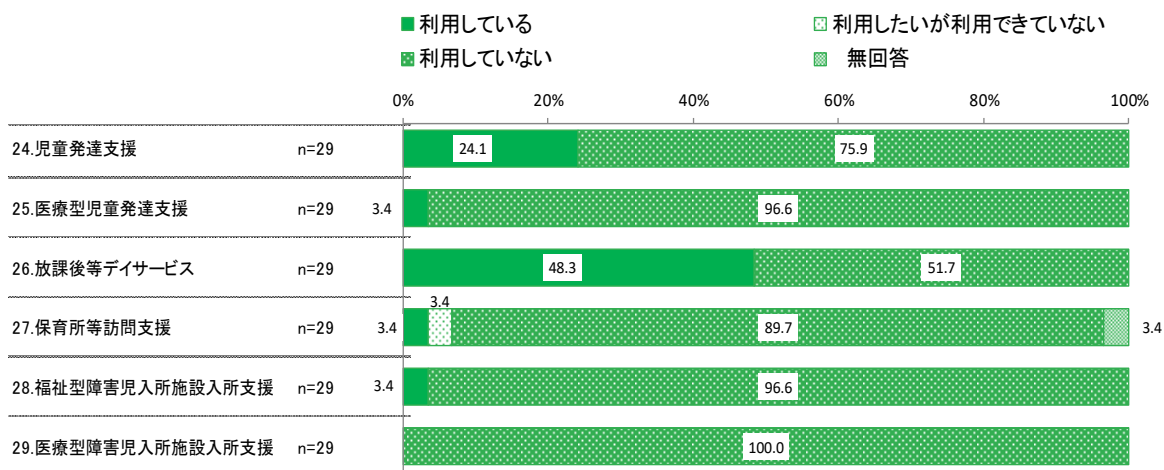
【重複障がい者で今後利用したい障がい福祉サービス】

(%)

重複障がい者 調査数 59	問35 あなたは次のサービスを今後利用したいと考えますか。			
	利用 したい	利用 しない	わからない	無回答
1.居宅介護(ホームヘルプ)	23.7	16.9	27.1	32.2
2.重度訪問介護	20.3	16.9	27.1	35.6
3.同行援護	8.5	16.9	30.5	44.1
4.行動援護	11.9	13.6	32.2	42.4
5.重度障害者等包括支援	13.6	15.3	33.9	37.3
6.生活介護	20.3	16.9	25.4	37.3
7.自立訓練(生活訓練)	16.9	15.3	27.1	40.7
8.自立訓練(機能訓練)	23.7	15.3	23.7	37.3
9.就労移行支援	3.4	23.7	18.6	54.2
10.就労継続支援A型	6.8	22.0	16.9	54.2
11.就労継続支援B型	5.1	25.4	18.6	50.8
12.療養介護	13.6	18.6	28.8	39.0
13.短期入所(ショートステイ)	22.0	15.3	25.4	37.3
14.共同生活援助(グループホーム)	11.9	18.6	28.8	40.7
15.施設入所支援	11.9	15.3	35.6	37.3
16.相談支援	23.7	8.5	28.8	39.0
17.地域移行支援	10.2	16.9	32.2	40.7
18.地域定着支援	13.6	13.6	28.8	44.1
19.コミュニケーション支援事業	8.5	23.7	22.0	45.8
20.日常生活用具給付事業	25.4	10.2	20.3	44.1
21.地域活動支援センター	8.5	11.9	33.9	45.8
22.移動支援事業	22.0	13.6	22.0	42.4
23.日中一時支援事業	15.3	13.6	28.8	42.4

障がい児を対象とした障がい福祉サービスの、現在、利用している障がい福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が48.3%と最も多く、次いで「児童発達支援」が24.1%、「医療型児童発達支援」「保育所等訪問支援」「福祉型障害児入所施設入所支援」が3.4%となっています。

【現在利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービス】



身体障害者手帳所持者で現在、利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービスについては、「児童発達支援」「福祉型障害児入所施設入所支援」が20.0%となっています。

【身体障害者手帳所持者で現在利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービス】

(%)

身体障害者手帳 調査数 5	問35 あなたは次のサービスを利用していますか。			
	利用している	利用したいが利用できていない	利用していない	無回答
24.児童発達支援	20.0	0.0	80.0	0.0
25.医療型児童発達支援	0.0	0.0	100.0	0.0
26.放課後等デイサービス	0.0	0.0	100.0	0.0
27.保育所等訪問支援	0.0	0.0	100.0	0.0
28.福祉型障害児入所施設入所支援	20.0	0.0	80.0	0.0
29.医療型障害児入所施設入所支援	0.0	0.0	100.0	0.0

療育手帳所持者で現在、利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が70.6%と最も多く、次いで「児童発達支援」が35.3%、「医療型児童発達支援」「保育所等訪問支援」が5.9%となっています。

【療育手帳所持者で現在利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービス】

(%)

療育手帳 調査数 17	問35 あなたは次のサービスを利用していますか。			
	利用している	利用したいが利用できていない	利用していない	無回答
24.児童発達支援	35.3	0.0	64.7	0.0
25.医療型児童発達支援	5.9	0.0	94.1	0.0
26.放課後等デイサービス	70.6	0.0	29.4	0.0
27.保育所等訪問支援	5.9	5.9	82.4	5.9
28.福祉型障害児入所施設入所支援	0.0	0.0	100.0	0.0
29.医療型障害児入所施設入所支援	0.0	0.0	100.0	0.0

精神障害者保健福祉手帳所持者で現在、利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービスは、ありませんでした。

【精神障害者保健福祉手帳所持者で現在利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービス】

(%)

精神障害者保健福祉手帳 調査数 2	問35 あなたは次のサービスを利用していますか。			
	利用 している	利用したい が利用でき ていない	利用 していない	無回答
24.児童発達支援	0.0	0.0	100.0	0.0
25.医療型児童発達支援	0.0	0.0	100.0	0.0
26.放課後等デイサービス	0.0	0.0	100.0	0.0
27.保育所等訪問支援	0.0	0.0	100.0	0.0
28.福祉型障害児入所施設入所支援	0.0	0.0	100.0	0.0
29.医療型障害児入所施設入所支援	0.0	0.0	100.0	0.0

重複障がい者で現在、利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が50.0%となっています。

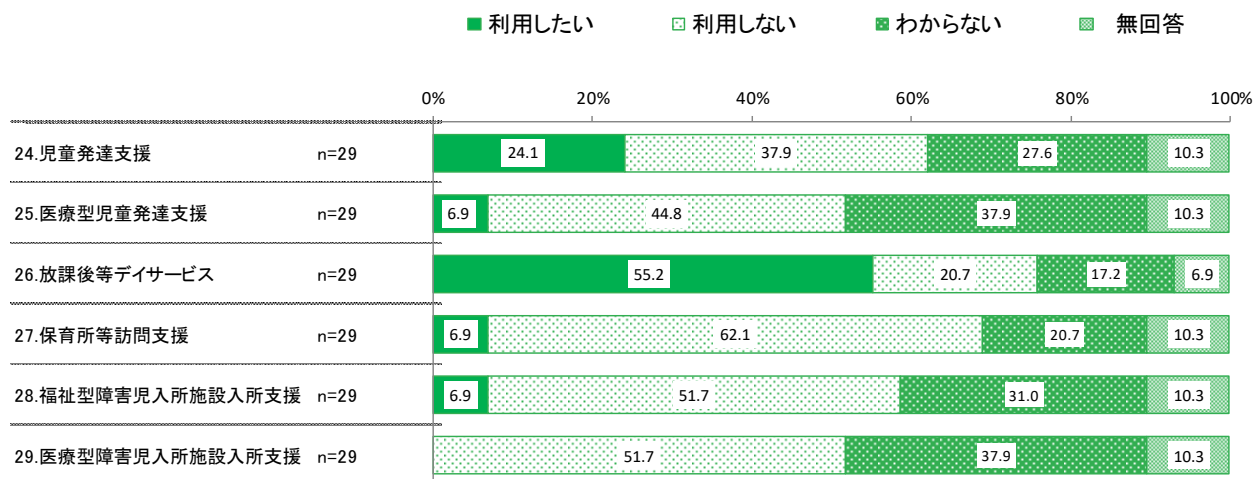
【重複障がい者で現在利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービス】

(%)

重複障がい者 調査数 4	問35 あなたは次のサービスを利用していますか。			
	利用 している	利用したい が利用でき ていない	利用 していない	無回答
24.児童発達支援	0.0	0.0	100.0	0.0
25.医療型児童発達支援	0.0	0.0	100.0	0.0
26.放課後等デイサービス	50.0	0.0	50.0	0.0
27.保育所等訪問支援	0.0	0.0	100.0	0.0
28.福祉型障害児入所施設入所支援	0.0	0.0	100.0	0.0
29.医療型障害児入所施設入所支援	0.0	0.0	100.0	0.0

障がい児を対象とした障がい福祉サービスの、今後、利用したい障がい福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が55.2%と最も多く、次いで「児童発達支援」が24.1%、「医療型児童発達支援」「保育所等訪問支援」「福祉型障害児入所施設入所支援」が6.9%となっています。

【今後利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービス】



身体障害者手帳所持者で今後、利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が60.0%、「福祉型障害児入所施設入所支援」が20.0%となっています。

【身体障害者手帳所持者で今後利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービス】

身体障害者手帳 調査数 5	問35 あなたは次のサービスを今後利用したいと考えますか。			
	利用 したい	利用 しない	わからない	無回答
24.児童発達支援	0.0	40.0	60.0	0.0
25.医療型児童発達支援	0.0	40.0	60.0	0.0
26.放課後等デイサービス	60.0	20.0	20.0	0.0
27.保育所等訪問支援	0.0	60.0	40.0	0.0
28.福祉型障害児入所施設入所支援	20.0	40.0	40.0	0.0
29.医療型障害児入所施設入所支援	0.0	40.0	60.0	0.0

療育手帳で今後、利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が64.7%と最も多く、次いで「児童発達支援」が41.2%、「医療型児童発達支援」「保育所等訪問支援」が11.8%等となっています。

【療育手帳所持者で今後利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービス】

療育手帳 調査数 17	問35 あなたは次のサービスを今後利用したいと考えますか。			
	利用 したい	利用 しない	わからない	無回答
24.児童発達支援	41.2	23.5	17.6	17.6
25.医療型児童発達支援	11.8	35.3	35.3	17.6
26.放課後等デイサービス	64.7	5.9	17.6	11.8
27.保育所等訪問支援	11.8	47.1	23.5	17.6
28.福祉型障害児入所施設入所支援	5.9	47.1	29.4	17.6
29.医療型障害児入所施設入所支援	0.0	52.9	29.4	17.6

精神障害者保健福祉手帳で今後、利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービスは、ありませんでした。

【精神障害者保健福祉手帳所持者で今後利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービス】

(%)

精神障害者保健福祉手帳 調査数 2	問35 あなたは次のサービスを今後利用したいと考えますか。			
	利用 したい	利用 しない	わからない	無回答
24.児童発達支援	0.0	100.0	0.0	0.0
25.医療型児童発達支援	0.0	100.0	0.0	0.0
26.放課後等デイサービス	0.0	100.0	0.0	0.0
27.保育所等訪問支援	0.0	100.0	0.0	0.0
28.福祉型障害児入所施設入所支援	0.0	100.0	0.0	0.0
29.医療型障害児入所施設入所支援	0.0	100.0	0.0	0.0

重複障がい者で今後、利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が50.0%となっています。

【重複障がい者で今後利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービス】

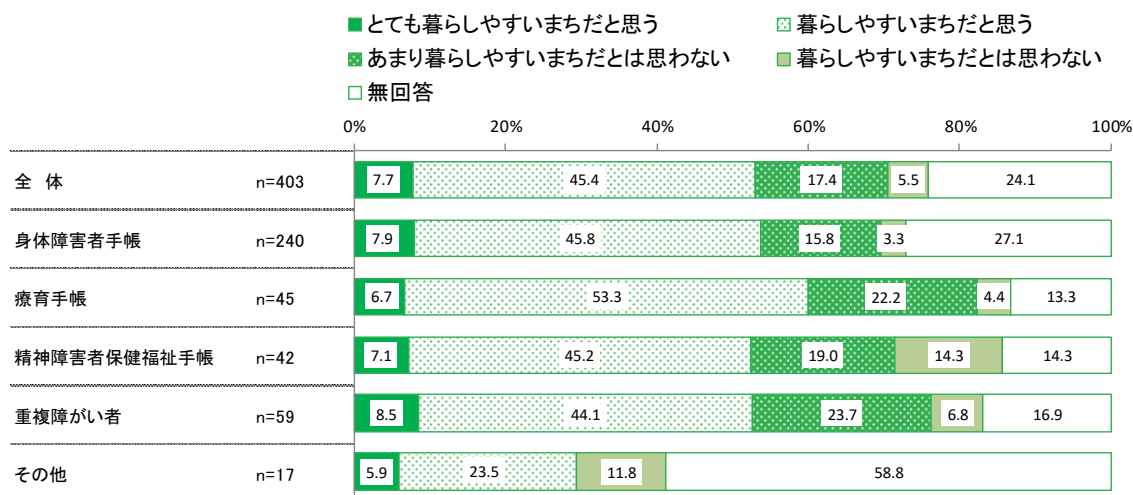
(%)

重複障がい者 調査数 4	問35 あなたは次のサービスを今後利用したいと考えますか。			
	利用 したい	利用 しない	わからない	無回答
24.児童発達支援	0.0	50.0	50.0	0.0
25.医療型児童発達支援	0.0	50.0	50.0	0.0
26.放課後等デイサービス	50.0	25.0	25.0	0.0
27.保育所等訪問支援	0.0	100.0	0.0	0.0
28.福祉型障害児入所施設入所支援	0.0	50.0	50.0	0.0
29.医療型障害児入所施設入所支援	0.0	25.0	75.0	0.0

⑨ 暮らしやすさ

本町は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うかをたずねたところ、「暮らしやすいまちだと思う」が45.4%と最も多く、次いで「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」が17.4%、「とても暮らしやすいまちだと思う」が7.7%、「暮らしやすいまちだとは思わない」が5.5%となっています。

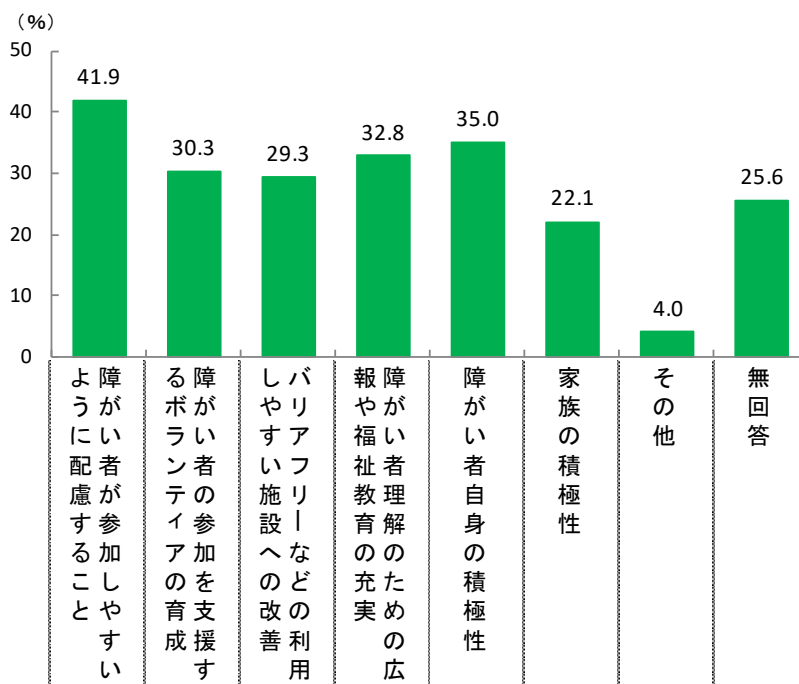
【北方町は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うか】



⑩ 地域や社会への参加

障がい者が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切かをたずねたところ、「障がい者が参加しやすいように配慮すること」が41.9%と最も多く、次いで「障がい者自身の積極性」が35.0%、「障がい者理解のための広報や福祉教育の充実」が32.8%等となっています。

【障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと ※複数回答】



<障がい別>

	問38 障がい者が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切だと考えますか。(%)									
	調査数	障がい者が参加しやすいように配慮すること	障がい者の参加を支援するボランティアの育成	バリアフリーなどの利用しやすい施設への改善	障がい者理解のための広報や福祉教育の充実	障がい者自身の積極性	家族の積極性	その他	無回答	
全体	403	41.9	30.3	29.3	32.8	35.0	22.1	4.0	25.6	
身体障害者手帳	240	35.4	21.7	30.8	25.0	38.8	17.5	2.9	26.3	
療育手帳	45	66.7	57.8	24.4	62.2	28.9	44.4	6.7	6.7	
精神障害者保健福祉手帳	42	66.7	47.6	26.2	54.8	38.1	38.1	7.1	14.3	
重複障がい者	59	35.6	32.2	28.8	28.8	27.1	15.3	5.1	37.3	
その他	17	29.4	29.4	29.4	23.5	17.6	11.8	0.0	52.9	

第5章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

近年の障がい福祉の動向として、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准に向けて、国内法の整備が進められています。平成23年8月の改正障害者基本法では、障害者権利条約の差別の禁止に係る規定の趣旨が盛り込まれ、社会的障壁の定義や合理的配慮について規定されました。以降、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立しています。

このように、障がい者の権利についての法律や指針は、障がい者をはじめ、誰もが地域の中であたりまえの暮らしができる社会をめざそうとする「ノーマライゼーション」を推進するものと言えます。

本町では、今後においても障がい福祉の基本理念でもある「ノーマライゼーション」の理念を計画の基本理念として掲げ、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、誰もが地域であたりまえの暮らしができる社会づくりを推進していきます。

この基本理念に基づいて、本町の将来像は、前計画の将来像を踏まえ、「つながりと信頼を深め、障がいのある人もない人も、地域の中でいきいきと暮らせるまち 北方」とします。

将来像の実現に向けて、基本方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

施策の展開にあたっては、各分野が連携して切れ目のない支援体制の構築に注力していきます。また、2020年開催の東京パラリンピック競技大会を契機に共生社会の実現を目指す「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づいて、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりと心のバリアフリーの2つの方針を踏まえて取り組んでいきます。

基本理念

ノーマライゼーション

将来像

つながりと信頼を深め、
障がいのある人もない人も、
地域の中でいきいきと暮らせるまち 北方

2 基本方針

基本理念に基づく将来像の実現に向けて、本計画の基本方針を、「お互いに尊重し、理解しあえる基盤づくり」、「地域共生の基盤づくり」、「安心・安全の基盤づくり」の3つとし、基本方針のもとに関連する分野別の基本目標を設定します。

基本方針

1. お互いを尊重し、理解しあえる基盤づくり

2. 地域共生の基盤づくり

3. 安心・安全の基盤づくり

1. お互いを尊重し、理解しあえる基盤づくり

◇ 障がいや障がい者について、啓発活動の充実を図り、住民の理解を深め、地域や社会の中で支え合えることが重要です。そのため、啓発や理解促進、差別の解消・権利擁護、ボランティア活動等の各種施策・事業を推進していきます。

2. 地域共生の基盤づくり

◇ 障がいのある人もない人も地域の中で共に学び、生活し、様々な活動等をあたりまへに行う共生社会を目指し、生活支援、就労支援、療育・保育・教育、社会参加の支援等の各種施策・事業を推進していきます。

3. 安心・安全の基盤づくり

◇ 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障がい者を地域で支える基盤づくりが重要となります。そのため、生活環境、保健・医療、防災・防犯体制等の各種施策・事業を推進していきます。

3 計画の体系

基本理念	基本方針	分野の基本目標
<p>つながりと信頼を深め、障がいのある人もない人も、地域の中でいきいきと暮らせるまち 北方</p>	<p>1. お互いを尊重し、理解しあえる基盤づくり</p>	1 相互理解と地域支援の推進
		2 差別の解消・権利擁護の推進
		3 ボランティア活動の推進
	<p>2. 地域共生の基盤づくり</p>	1 生活支援の充実
		2 就労支援の充実
		3 療育・保育・教育の推進
		4 社会参加への支援
	<p>3. 安心・安全の基盤づくり</p>	1 生活環境の整備充実
		2 保健・医療の推進
		3 防災・防犯の推進

1. お互いを尊重し、理解しあえる基盤づくり

1-1 相互理解と地域支援の推進

- ① 啓発活動の充実
- ② 各種イベントの活用
- ③ 交流機会の充実
- ④ 支え合いの地域づくり
- ⑤ 福祉教育の推進
- ⑥ 情報提供窓口の充実
- ⑦ 情報提供方法の検討

1-2 差別の解消・権利擁護の推進

- ① 障がいをもととする差別解消の推進
- ② 虐待防止・権利擁護の啓発
- ③ 権利擁護のための支援

1-3 ボランティア活動の推進

- ① ボランティアの育成
- ② ボランティア活動の推進

2. 地域共生の基盤づくり

2-1 生活支援の充実

- ① 情報提供・相談体制整備
- ② ニーズを踏まえた障がい福祉サービスの提供体制の充実
- ③ グループホーム等居住系サービスの充実
- ④ 地域生活支援事業の充実
- ⑤ 介助者支援の充実
- ⑥ 相談体制の充実
- ⑦ 相談員の資質の向上
- ⑧ 気軽に相談できる窓口体制の整備
- ⑨ 情報提供窓口の充実
- ⑩ 情報提供方法の検討
- ⑪ 各種手当、年金制度等の周知
- ⑫ 各種割引制度や助成制度の周知

2-2 就労支援の充実

- ① 民間企業等への雇用促進
- ② 相談窓口の充実
- ③ 就労移行支援の充実
- ④ 就労継続支援の充実
- ⑤ 雇用・福祉・教育の連携強化
- ⑥ 福祉的就労の促進

2-3 療育・保育・教育の推進

- ① 早期発見・早期支援の推進
- ② 幼児療育センターの受け入れ体制の充実等
- ③ 障がい児の受け入れ体制整備
- ④ 発達障がいのある子どもへの支援の充実
- ⑤ 教育指導方法、指導体制の充実
- ⑥ 教員等の指導力の向上
- ⑦ 交流教育の充実
- ⑧ 適切な就学指導

2-4 社会参加への支援

- ① 各種スポーツ教室等の充実
- ② 活動拠点のバリアフリーの推進
- ③ 指導者の確保・養成
- ④ 活動成果の発表機会の充実
- ⑤ 学習メニューの整備と指導者の確保・養成
- ⑥ 生涯学習情報の提供

3. 安心・安全の基盤づくり

3-1 生活環境の整備充実

- ① 人にやさしい道路環境づくり
- ② 公共施設等のバリアフリーの推進
- ③ 移動手段の確保
- ④ 送迎や外出支援
- ⑤ グループホームの整備充実
- ⑥ 障がい者住宅改善費用助成事業の充実

3-2 保健・医療の推進

- ① 健康増進事業の充実等
- ② 訪問指導の充実・強化
- ③ 医療機関との連携
- ④ 医療体制の確立

3-3 防災・防犯の推進

- ① 自主防災組織の強化
- ② 地域防災計画の随時見直し
- ③ 情報収集伝達体制の確立
- ④ 防災関係機関との連携等
- ⑤ 避難行動要支援者対策の推進

第6章 基本計画

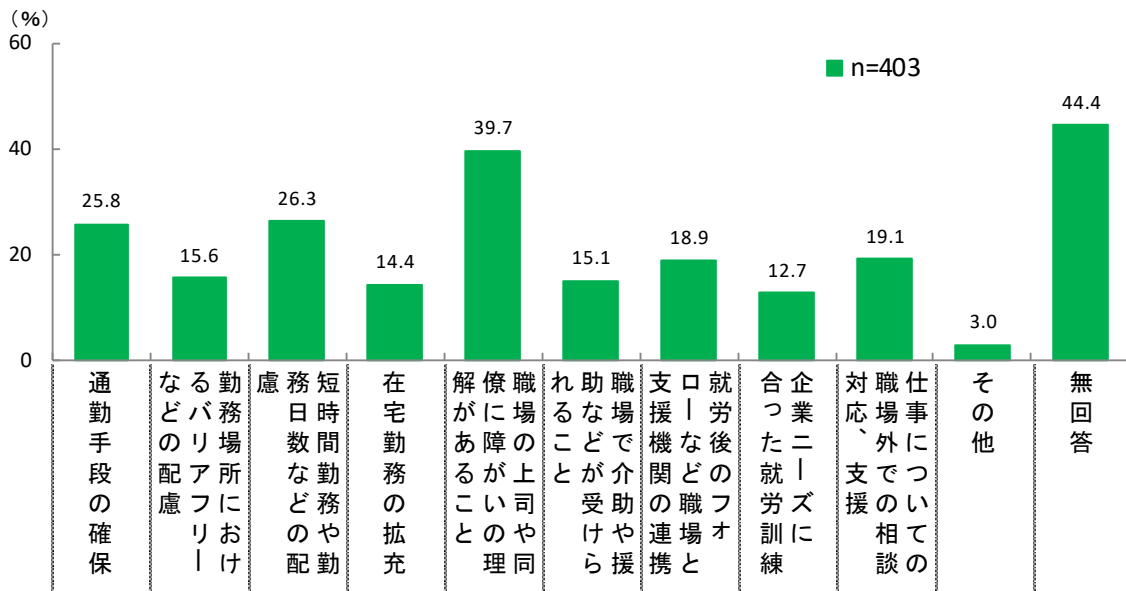
1 お互いを尊重し、理解しあえる基盤づくり

1-1 相互理解と地域支援の推進

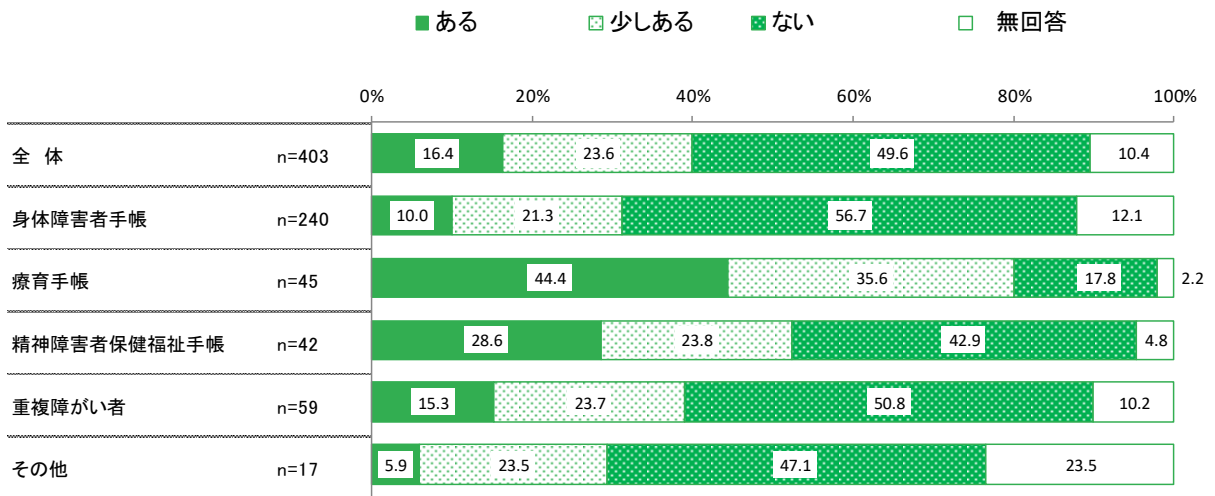
現状と課題

- 本町では、障がいや障がい者に対する理解促進のため、家庭、学校、地域等あらゆる場面において、啓発・交流を進めてきました。
- 障がい者アンケート調査では、障がい者の就労支援を進めるために必要なこととして、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も多くなっていました。このことから、職場では、障がい者に対する理解がまだ進んでいないことがうかがわれます。また、差別や嫌な思いをした経験については、40.0%が“ある”（「ある」と「少しある」の合計）と答え、約半数が経験しています。特に、療育手帳所持者の80.0%が“ある”と答えており、多く見られました。
- こうした障がい者への理解不足や差別、偏見を解消するためにも、啓発・交流を充実させるとともに、関係機関と連携を図りながら、取り組んでいく必要があります。
- さらに、地域において障がい者に対する理解とつながりを深め、地域住民自らが互いに連携し、一体となって支え合える地域づくりに取り組んでいく必要があります。

【障がい者の就労支援 ※複数回答】



【差別、嫌な思いの経験 ※単数回答】



施策の方向

① 啓発活動の充実

町民が障がい者に対して正しく理解や認識を深めることができるよう、ホームページや広報紙等で、障がい者に必要な情報を幅広く広報していきます。また、障がい者団体との連携を図り、効果的な啓発に努めます。

外見からは配慮を必要としているか分かりにくい方の意思表示を支援するため、ヘルプマークの普及に努めます。

◆ヘルプマーク



② 各種イベントの活用

社会福祉協議会等が開催する各種イベントで、町民に対し福祉意識の向上と障がい者に対する理解の充実を進めます。

③ 交流機会の充実

障がい者が集う大会等の周知等に努め、障がい者と健常者がふれあうことによる障がい者理解の促進に努めます。

④ 支え合いの地域づくり

障がい者が住み慣れた家庭や地域の中でいきいきと暮らしていくために、地域住民、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、医療機関等、地域に関わる多様な担い手による見守りや支え合いができる地域づくりに努めます。

⑤ 福祉教育の推進

子どもの頃から思いやりや助け合う心を育む福祉教育を推進するとともに、広く町民に生涯に渡る福祉教育を推進していきます。

学校教育等の中で、ボランティア体験学習等に積極的に取り組み、福祉のこころを育てる教育を推進していきます。

⑥ 情報提供窓口の充実

各種制度や案内等の活用資料を収集して情報の集約化を図り、来庁者の目の届く場所にパンフレットコーナーを設置する等、情報提供の充実を図ります。

⑦ 情報提供方法の検討

障がい者が生活していくうえで必要な様々な情報の提供について、広報紙等の従来からの媒体や、インターネット等の活用も考慮しながら推進していきます。そのなかで視覚障がい者や、聴覚障がい者等に配慮した的確な情報提供の充実に努めます。

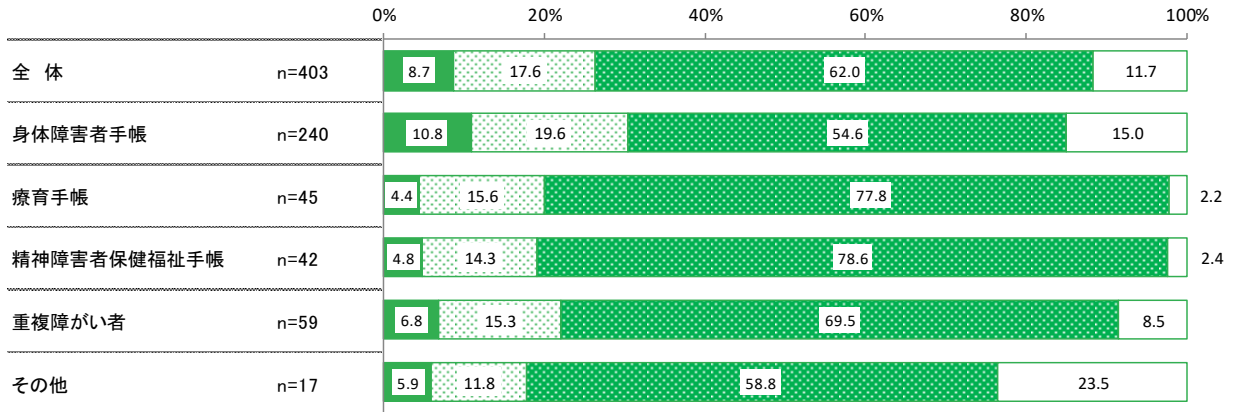
1-2 差別の解消・権利擁護の推進

現状と課題

- 国において、障害者権利条約締結に向けた国内法整備の一環として、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を目的として、障害者差別解消法が平成28年4月に施行されました。また、県においては「岐阜県障がいのある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」が施行されました。
- 障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」がポイントとなります。「不当な差別的取扱いの禁止」については、国・都道府県・市町村等の役所や、会社・店舗等の事業者等の事業者が、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。「合理的配慮」に関しては、役所や事業者に対して、障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。
- 障がい者の尊厳を守るために、障害者虐待防止法が平成24年10月に施行されました。
- 障害者虐待防止法は、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等の使用者等に障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課す等としています。
- 障がい者アンケート調査では、障害者差別解消法の認知度（「法の名称も内容も知っている」、「法の名称は知っているが、内容は知らない」の合計値）が26.3%と3割を下回る結果となっており、障がい者やその家族等への周知が不十分であると考えられます。
- 町においては、障害者差別解消法等の施行を受けて、職員の配慮マニュアルに準じた窓口対応等についての職員研修を開催しました。
- 本町における窓口等での対応については、「どちらかといえば配慮されている」が47.6%と最も多く、次いで「配慮がされている」が8.7%、「どちらかといえば配慮されていない」が6.9%、「配慮されていない」が2.5%となっています。“配慮されていない”（「配慮されていない」「どちらかといえば配慮されていない」の合計値）という割合は9.4%ですが約1割あり、配慮のある対応の徹底が必要と考えられます。
- アンケート結果等を踏まえて、町民や事業所に対する法律の内容の周知啓発、本町における窓口対応の徹底等を進めていく必要があります。

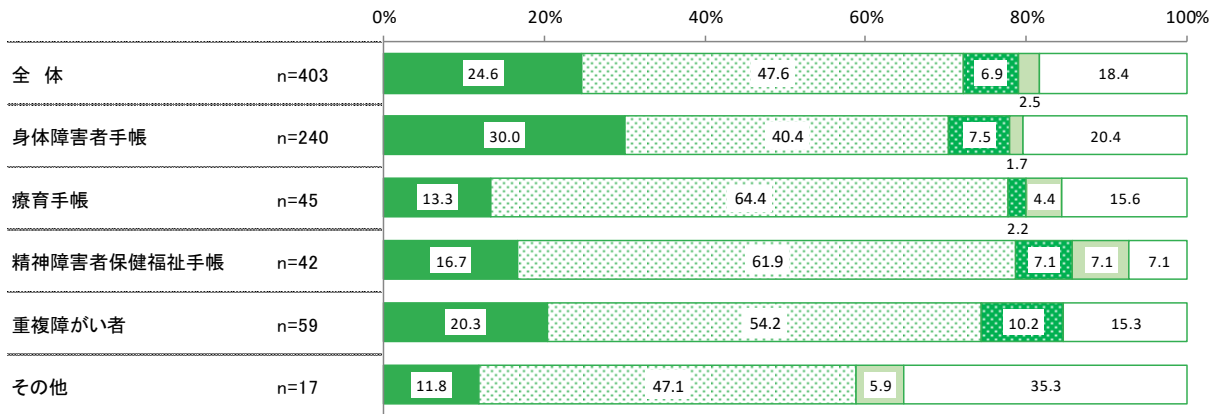
【障害者差別解消法の認知度 ※単数回答】

- 法の名称も内容も知っている
- ▨ 法の名称は知っているが、内容は知らない
- 法の名称も内容も知らない
- 無回答



【北方町窓口等での対応 ※単数回答】

- 配慮がされている
- ▨ どちらかといえば配慮されている
- どちらかといえば配慮されていない
- ▨ 配慮されていない
- 無回答



施策の方向

① 障がい者を理由とする差別解消の推進

障害者差別解消法の周知に努め、差別解消についての啓発を行います。岐阜県障がい者差別解消センターにて障がい者等の相談を受け付けていることを周知し、活用を促進します。障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員の配慮マニュアルに準じた窓口対応や、職員研修会等の開催に努めます。

② 虐待防止・権利擁護の啓発

障害者虐待防止法の周知に努め、虐待防止についての啓発を行います。虐待予防・早期対応を適切に行うため、医療、教育、福祉、行政、司法・警察等地域の関係機関と協働したセーフティネットの充実等、権利擁護、虐待防止の取り組みを推進・強化していきます。

③ 権利擁護のための支援

成年後見制度の利用を希望する知的障がい者や精神障がい者で、家庭裁判所への申立費用を捻出することが困難な人に対して、その費用を助成し、成年後見制度の利用を支援します。

1-3 ボランティア活動の推進

現状と課題

- 障がい者に対する理解を深めるためには、各種ボランティア活動に、だれでも、いつでも、気軽に参加できる環境づくりが重要となります。今後も、ボランティア活動に係る町民の意識の高揚、掘り起こしに努めるとともに、障がい者たちを地域で支え合うための人材の育成、組織化を図る等、ボランティア活動の充実に努める必要があります。
- 今後は、障がい者のニーズを踏まえた上で、庁内関連各課と社会福祉協議会が連携を強化し、町民誰もが気軽にボランティアとして地域に貢献できる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の方向

① ボランティアの育成

ボランティア活動に参加する機会の確保に努めます。また「点訳奉仕員」や「手話奉仕員」等の専門的な技術が必要となる場合は広域的な検討により確保・育成に努めます。

② ボランティア活動の推進

生涯学習センターや社会福祉協議会等と連携して、障がい者の求めるニーズを把握し、サービス提供ができるようボランティア活動の充実に図ります。また、地域での見守り等のボランティア活動を活発にすることで、地域で支え合う環境づくりに努めます。

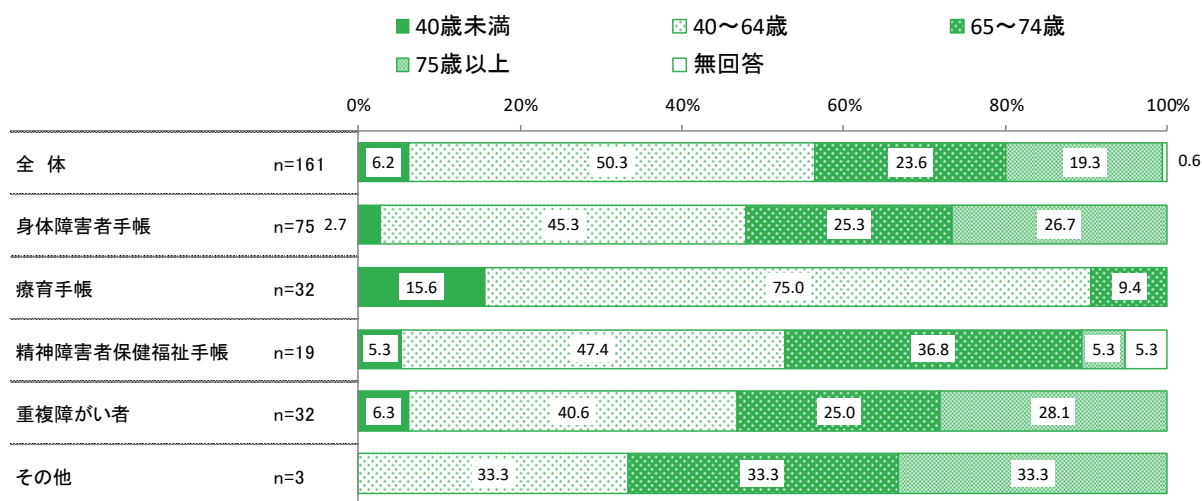
2 地域共生の基盤づくり

2-1 生活支援の充実

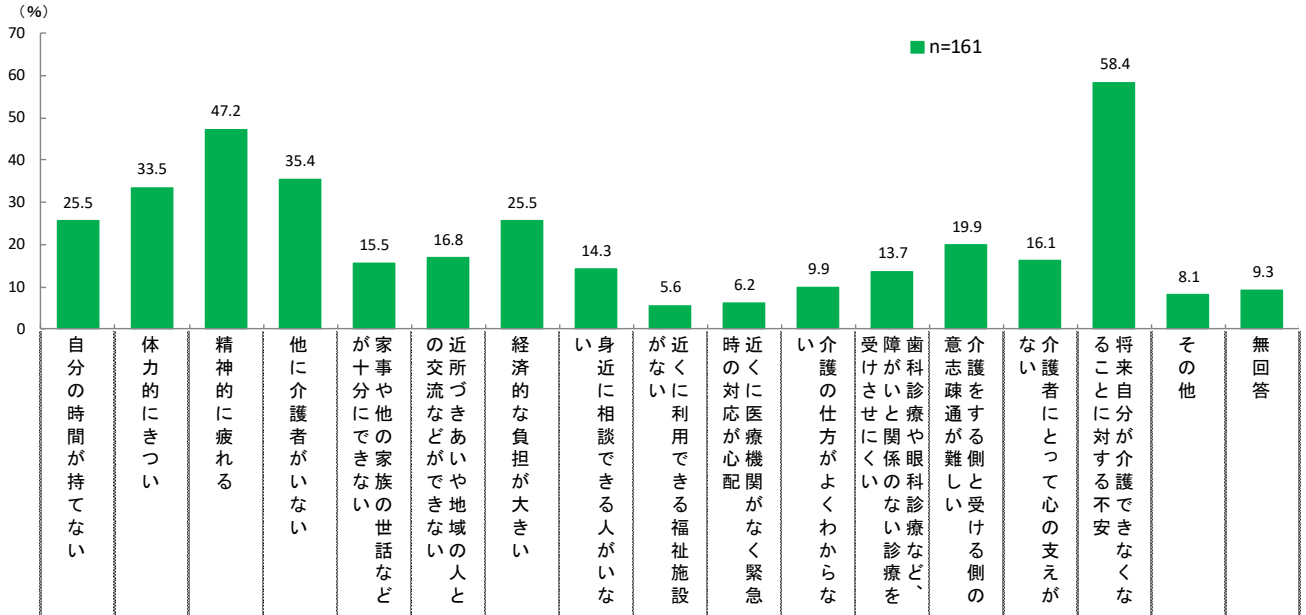
現状と課題

- 本町の障がい福祉サービスの利用者の平成27年度及び28年度の実績をみると、主要な障がい福祉サービスである居宅介護、就労移行支援、就労継続支援が増加しています。また、障がいのある児童に対するサービスは、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援が増加しています。これらのサービスはニーズがあり、今後も同様に伸びていくことが予測されますので、サービスの提供の充実が課題となります。
- 障がい者の高齢化が進んでおり、障がい福祉サービスから介護保険サービスへ移行する場合の連携の強化が必要となります。また、障がい者の高齢化に伴い、支える家族も高齢化している問題があり、全体では、65歳以上が約4割を占めています。介護者の不安として、「将来自分が介護できなくなることに対する不安」が約6割と最も多くなっており、親亡き後の不安がうかがえます。そのため、グループホーム等地域で生活できる場所の確保が重要な課題となっています。

【介護者の年齢 ※単数回答】



【主な介護者の介護する上での不安 ※複数回答】



施策の方向

① 情報提供・相談体制整備

障がい者にとって安全で快適な住宅環境になるよう、各種情報の提供や相談体制の整備に努めます。

② ニーズを踏まえた障がい福祉サービスの提供体制の充実

障がい福祉サービスを必要とする人がいつでも利用できる環境づくりが課題であり、主要な訪問系サービスや日中活動系サービス等の充実を図り、サービス提供体制の充実を進めていきます。

③ グループホーム等居住系サービスの充実

地域移行支援等の入所者が地域へ移行するためのサービスを利用していただくためにも、グループホーム等の居住系サービスの充実が不可欠です。そのため、事業所への働き掛けを行うとともに、地域での障がいや障がい者に対する理解を深め、環境整備を進めていきます。

④ 地域生活支援事業の充実

障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう事業を実施します。必須事業として、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業、任意事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業（自動車免許取得・改造助成事業）を実施します。

⑤ 介助者支援の充実

障がい者の生活を支える配偶者や親等の介護者への支援策として、高齢福祉事業と連携して実施している家族介護教室を周知し、内容充実に努めます。

⑥ 相談体制の充実

身体障がい者相談員や知的障がい者相談員等による相談や、岐阜圏域での相談事業所での知的障がい・精神障がいの相談事業の啓発を図り、ニーズに応じた相談支援体制を整えます。また、岐阜圏域の市町で相談事業所に委託している知的障がい・精神障がいの相談支援事業や、精神障がい者地域活動支援センター事業を周知し、利用しやすい環境整備に努めます。

⑦ 相談員の資質の向上

社会情勢の変化に伴い、障がい者の悩みも多種多様になってきています。相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、相談員の研修を充実させ、資質の向上に努めます。

⑧ 気軽に相談できる窓口体制の整備

専門的かつ多様な問題に対処していくため、岐阜圏域の市町で委託している精神相談事業や地域活動支援センター事業の活用を図りながら、本町に適した総合的な相談体制の確立を図り、推進していきます。

⑨ 情報提供窓口の充実

各種制度や案内等の活用資料を収集して情報の集約化を図り、来庁者の目の届く場所にパンフレットコーナーを設置する等、情報提供の充実に努めます。

⑩ 情報提供方法の検討

障がい者が生活していくうえで必要な様々な情報の提供について、広報紙等の従来からの媒体に加え、インターネット等の活用も考慮しながら推進していきます。そのなかで視覚障がい者や、聴覚障がい者等に配慮した的確な情報提供の充実に努めます。

⑪ 各種手当、年金制度等の周知

障がい者の経済的な安定を支援するため、各種手当や年金制度の周知を図ります。

⑫ 各種割引制度や助成制度の周知

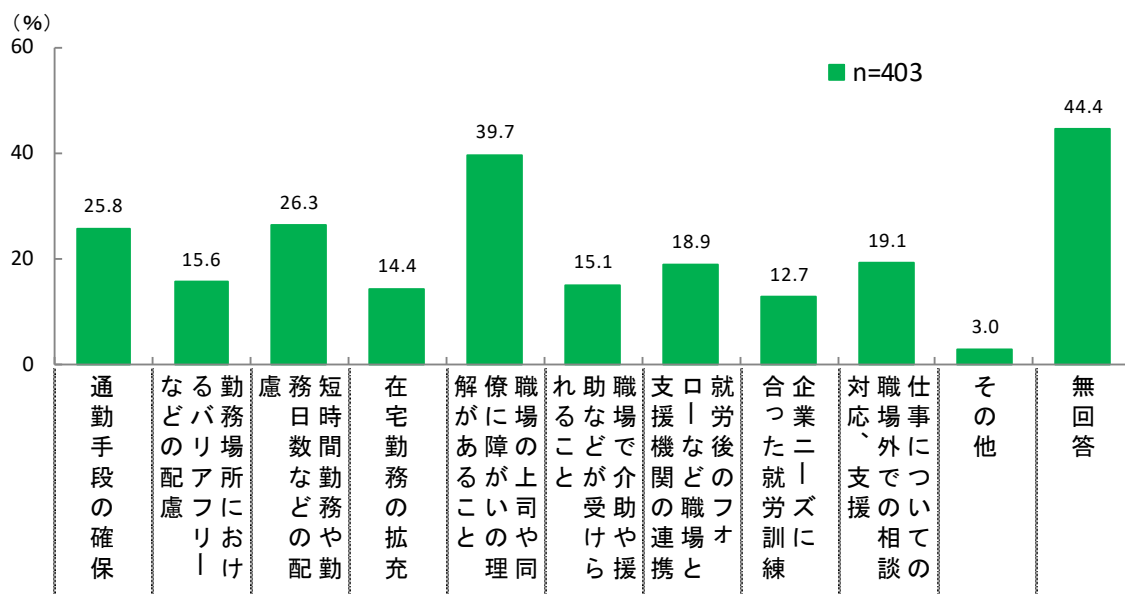
身近な相談や支援活動をしている身体障がい者・知的障がい者の各相談員から各種割引制度や助成制度を周知し、利用促進を図ります。

2-2 就労支援の充実

現状と課題

- 就労支援は、障がい者の状態に合わせて、一般就労に向けた就労移行支援、一般就労に困難な障がい者については、就労継続支援のサービスが提供されています。
- 就労系サービスの利用状況は、平成28年度実績でみると、就労継続支援A型は27人、就労継続支援B型は12人とA型の利用者が多くなっています。
- 障がい者のアンケート調査では、障がい者の就労支援に必要なこととして、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」、「通勤手段の確保」等となっています。このように職場環境の整備不足や職場の上司・同僚に障がいの理解が不足しているという現状がうかがえます。

【障がい者の就労支援 ※複数回答】(再掲)



施策の方向

① 民間企業等への雇用促進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」についての周知を図り、障がい者の雇用を推進している民間企業等の情報収集を進めるとともに、民間企業等に対してハローワーク等と連携して障害者雇用率の周知や障がい者の雇用の啓発を行っていきます。また、障がい者に民間企業等の情報提供やPRを行っていきます。

② 相談窓口の充実

障がいの内容及び程度、障がい者一人ひとりのニーズに応じた職業相談ができるよう、ハローワーク等と連携して障がい者や企業に対する相談体制の充実に努めます。

③ 就労移行支援の推進

日常生活を送るために必要な能力や身体機能の向上を図るため、生活訓練や機能訓練を推進します。また、一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、実習や知識、能力の向上のための指導を行う等、就労移行支援を推進し、適性にあった職場への就労・定着を支援します。

④ 就労継続支援の充実

一般企業への常用的就労が困難な人に対して、希望に応じて就労継続支援を推進し、一般就労に必要な知識・能力の向上のための支援を行い、就労の機会を提供します。

⑤ 雇用・福祉・教育の連携強化

福祉施設や特別支援学校に対して就労支援の取り組みの強化を促進するよう働きかけに努めます。また、学校在学中から一般雇用や雇用支援策に関する理解が深まるよう雇用・福祉・教育の連携を強化します。

⑥ 福祉的就労の促進

障がいの特性やその人の個性に合わせて、就労継続支援事業、地域活動支援センター等を活用することにより、障がい者の福祉的就労を促進します。

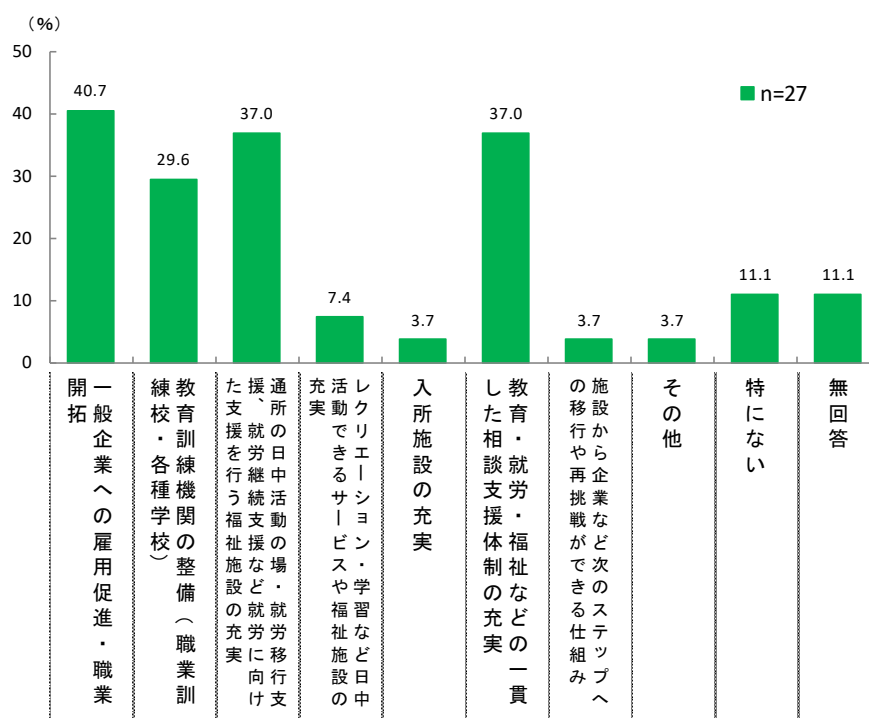
就労支援施設等で制作する自主製品等の販売拡大の支援に努めます。

2-3 療育・保育・教育の推進

現状と課題

- 本町では早期発見、早期支援に向け保健事業の充実を図りながら、福祉施策として各種支援事業を進めてきました。また、学校教育では共に学び、共に育む教育体制の充実を図ってきました。
- 障がい者のアンケート調査では、学校教育修了後の進路のために、希望することについてたずねたところ、「教育・就労・福祉などの一貫した相談支援体制の充実」が上位に入っており、教育・就労・福祉のさらなる連携と一貫した相談体制の確立が求められています。

【学校教育修了後の進路のために希望すること ※複数回答】



施策の方向

① 早期発見・早期支援の推進

妊産婦や乳幼児に対する健診や相談、訪問等により、治療や療育の必要な乳幼児の早期発見及び育児支援に努めます。後天的障がいについても、各種健診や訪問指導、健康教育等を関係機関との連携のもと、障がい及びその原因となる疾病の早期発見、早期対応に努めます。

② 幼児療育センターの受け入れ体制の充実等

障がい児が必要な児童発達支援を適切に受け入れられるよう、もとす広域連合幼児療育センターによる受け入れ体制や相談体制の充実を図ります。

③ 障がい児の受け入れ体制整備

障がい児の受け入れについて、ニーズに応じて対応することができるよう、保育士・教員に対して障がい児保育・教育の知識等を深める研修会等の参加により体制づくりに努めます。

④ 発達障がいのある子どもへの支援の充実

保健・福祉・教育・医療をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障がいや注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症等発達障がいの早期発見に努めるとともに、早期の発達支援、専門的な発達支援、特別支援教育等、発達に応じた適切な支援が受けられる体制づくり等、発達障がいのある子どもへの支援の充実に努めます。

⑤ 教育指導方法、指導体制の充実

障がい児の個々の適性や、健康状態、あるいは、ライフステージに応じた適切な教育を受けることにより、その能力を最大限に発揮することができる教育指導方法や指導体制の充実に努めます。

⑥ 教員等の指導力の向上

特別支援学級担当教員等の指導力の向上と学習指導の改善・充実に資するため、担当教員を対象とした研修等の充実を働きかけます。

⑦ 交流教育の充実

障がいのある子どもとない子どもとの相互理解を深めるため、共に学び共に育む教育の機会の充実に努めます。

⑧ 適切な就学指導

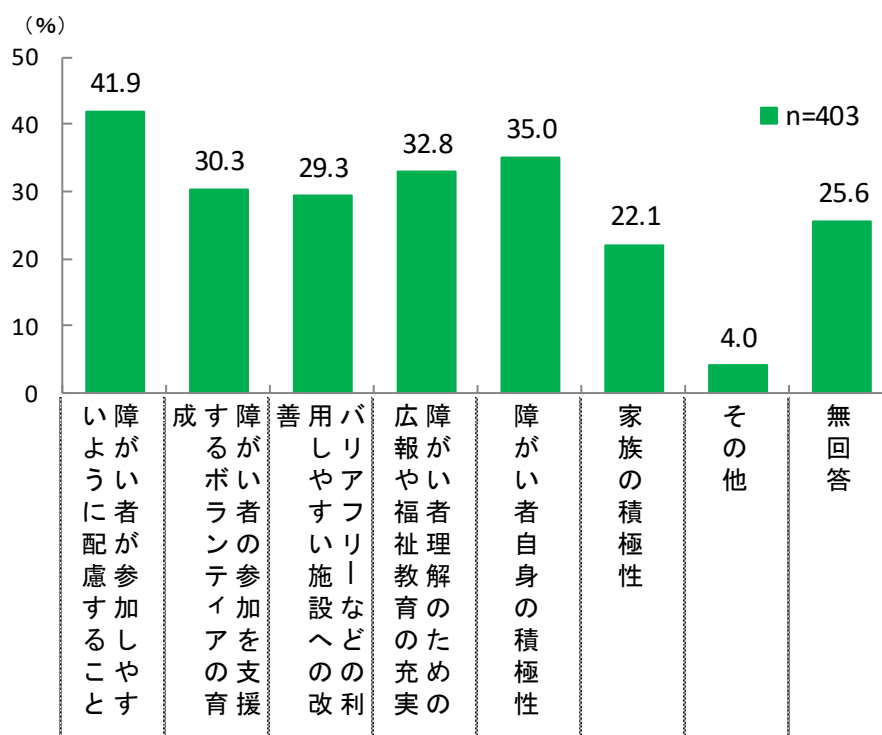
適切な就学指導を実施するため、保健・福祉・教育・医療等関係機関との連携を図ります。

2-4 社会参加への支援

現状と課題

- 本町では、障がい者の社会参加促進のため、スポーツ・レクリエーション・文化活動等への参加促進を行ってきました。
- 障がい者のアンケート調査で、障がい者が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切かをたずねたところ、「障がい者が参加しやすいように配慮すること」が最も多く、次いで「障がい者自身の積極性」、「障がい者理解のための広報や福祉教育の充実」、「障がい者の参加を支援するボランティアの育成」、「バリアフリーなどの利用しやすい施設への改善」等となっていました。このように、障がい者が参加することに対する周囲の環境づくりが必要であることと、障がい者の自身の社会参加への積極性も重要であるという意向がうかがえました。

【障がい者が地域や社会で積極的に参加していくために大切なこと ※複数回答】(再掲)



施策の方向

① 各種スポーツ教室等の充実

障がいの程度や特性、各自の意向に応じた各種スポーツの振興を図り、県や各種団体主催のスポーツ大会やスポーツ教室等への参加を呼び掛けます。

② 活動拠点のバリアフリーの推進

障がい者がスポーツ活動や、芸術・文化活動へ参加する機会の充実を図り、活動拠点についてもバリアフリー化を推進していきます。

③ 指導者の確保・養成

スポーツ、レクリエーション活動や文化活動の振興のため、指導者の確保や育成に努めます。

④ 活動成果の発表機会の充実

文化活動等の活動成果の発表の場として、生涯学習センターきらり等を活用する等発表機会の充実に努めます。

⑤ 学習メニューの整備と指導者の確保・養成

障がい者の様々な学習ニーズにこたえることができる学習メニューの整備や生涯学習体制の充実、指導者の確保・養成に努めます。

⑥ 生涯学習情報の提供

生涯学習センターきらりで実施する生涯学習の情報等を広報紙等で情報提供し、また、ホームページを活用した各種情報の提供に努めます。

3 安心・安全の基盤づくり

3-1 生活環境の整備充実

現状と課題

- 本町では、グリーン通りのバリアフリー化や、新庁舎を始めとする公共施設のバリアフリー化等、障がい者が住みやすいまちづくりを進めてきました。
- 障がい者のアンケート調査では、障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために必要なこととして、「バリアフリーなどの利用しやすい施設への改善」が挙がっており、さらなる改善が必要と考えられます。
- 今後の生活の不安については、「住む（生活する）ところを確保できるか」と将来的な生活の場所についての不安が意見として挙がっています。障がい福祉サービスの利用意向では、グループホームを利用したいという回答は1割（37人）あり、現状の利用状況（平成28年度：17人）に比べて高いニーズがうかがえます。障がい者の住む場所についての不安の解消のためにも、グループホーム等の整備充実が求められています。

施策の方向

① 人にやさしい道路環境づくり

生活道路等について、歩行者の安全や有効幅員の確保、歩道の段差解消の整備等によりバリアフリー化を図りながら、必要に応じて点字ブロックの設置、カラー舗装等を進め、人にやさしい道路環境づくりを推進します。

② 公共施設等のバリアフリーの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づいて、バリアフリー化を含めた障がい者が安全で利用しやすい施設の整備をすすめます。新たな建物の建設の際には、障がいのある人もない人もすべての人に使いやすいデザインである“ユニバーサルデザイン”の考え方を導入していきます。

③ 移動手段の確保

バス等の公共交通機関については、交通機関の利用が不便という回答も多いことから、改善を検討していきます。また、障がい者の自動車の利用を支援するため、自動車改造助成事業や運転免許取得費の助成、有料道路通行割引等の周知と利用促進を図り、障がい者が外出しやすくなるよう努めます。

④ 送迎や外出支援

外出支援については、障がい者の社会参加を促進するうえでも重要であるため、移動手段の確保について、現状の福祉有償運送を推進し、利用者の利便向上に努めていきます。

⑤ グループホームの整備充実

グループホームについては、アンケート調査の中でニーズが高く、地域で暮らすためにも整備が求められています。そのため、事業者に対する補助制度の活用の周知を行い、グループホームの身近な地域での住まいの場の拡充に努めます。

⑥ 障がい者住宅改善費用助成事業の充実

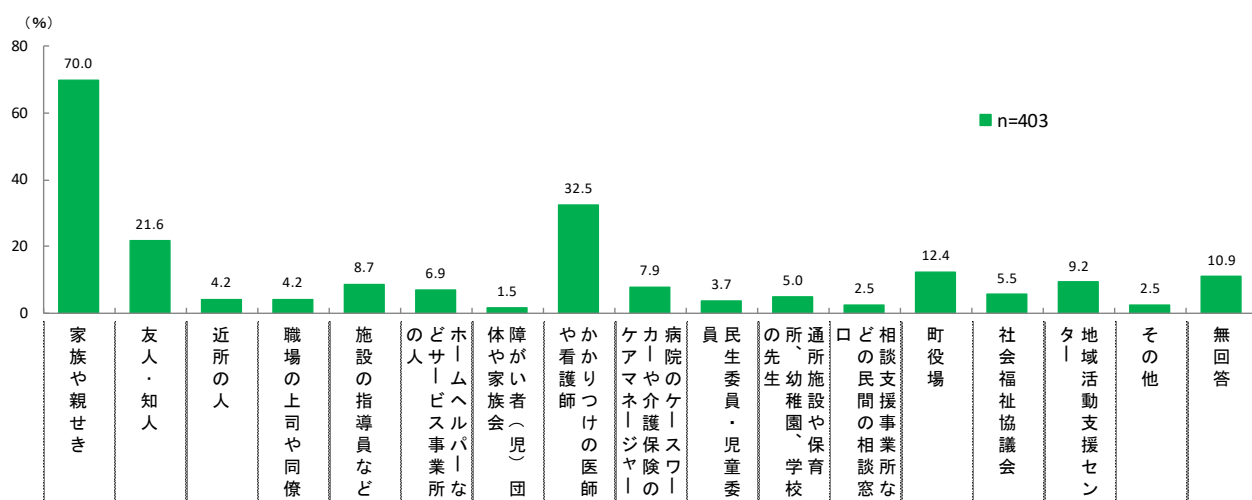
本町では、在宅の重度身体障がい者の自立生活の維持向上や介護者負担の軽減を図るための住宅改善整備に要する経費(上限70万円から自己負担額を控除した額)を助成しています。今後も、事業の周知を図り、利用を促進していきます。

3-2 保健・医療の推進

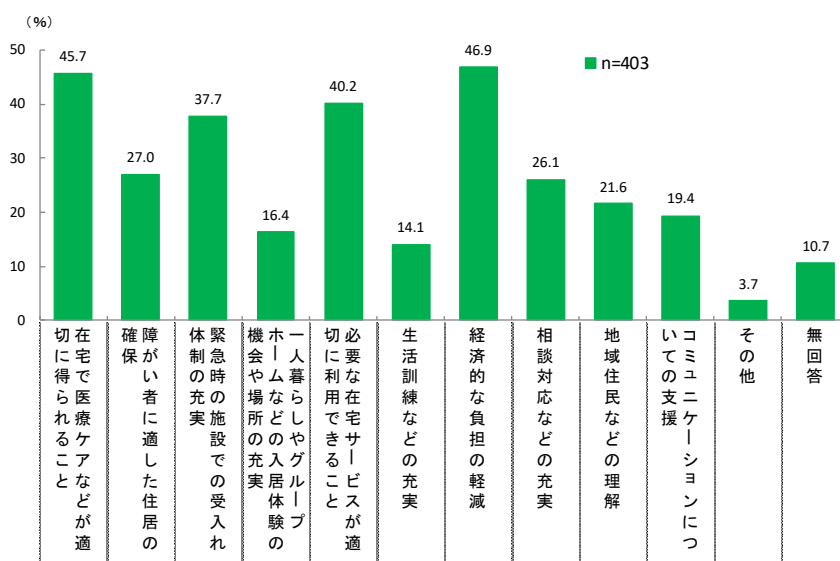
現状と課題

- 障がい者の高齢化・重度化が進んでおり、日々の健康保持・増進はますます重要となっており、健診や健康相談等保健事業の充実が課題となります。
- 障がい者のアンケート調査では、障がい者にとって、普段の悩みや困ったことの相談先は、「かかりつけの医師や看護師」が家族の次に多くなっており、医療とのつながりの強さがかがえます。また、地域で生活するための必要な支援は、10項目中2番目に「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が挙げられており、在宅での医療ニーズの高さがかがえます。このように相談を受ける医師や看護師から保健・福祉の相談につなぐ連携も重要と考えられます。

【普段の悩みや困ったことの相談先 ※複数回答】



【地域で生活するために必要な支援 ※複数回答】



施策の方向

① 健康増進事業の充実等

健康の保持・増進、疾病の発症や重症化を予防するため、健診の受診勧奨や生活習慣の改善指導等の健康増進事業の充実を図ります。また、広報紙や暮らしのカレンダー等にて、健康づくりに関する普及啓発をおこないます。

② 訪問指導の充実・強化

在宅の障がい者の健康管理や維持増進を図るため、保健師等による訪問指導の充実・強化に努めていきます。

③ 医療機関との連携

適切な治療が継続できるよう、医療機関との連携を強化していきます。また、福祉に関する相談に関しては、福祉の相談につなぐことができるように関係する連絡先の周知をする等相談につなげる体制づくりを進めていきます。

④ 医療体制の確立

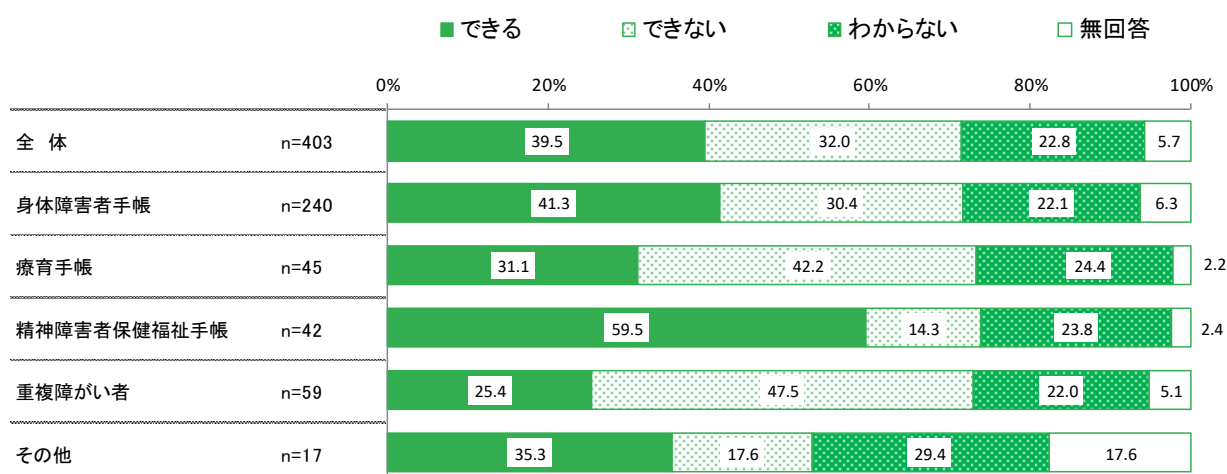
精神科における救急医療体制、重症な入院患者や身体合併症を有する障がい者に対する医療体制の確立とリハビリテーション医療の促進を働きかけます。

3-3 防災・防犯の推進

現状と課題

- 本町では地域防災計画に基づいて地域防災組織の強化や防災訓練の充実を進めてきました。災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針が国より示され、災害時の安否確認のための「避難行動要支援者名簿」の作成等避難行動要支援者の把握を進めています。
- 障がい者のアンケート調査では、災害時に一人で避難できるかをたずねたところ、「できる」が34.0%、「できない」が33.6%、「わからない」が21.2%となっています。また、特に重複障がい者、療育手帳所持者で避難ができないという回答が多くみられました。このように、全体では約3割の人が避難が困難である実態があり、障がいの特性を踏まえた支援体制の検討も必要と考えられます。

【災害時の一人での避難について ※単数回答】(再掲)



施策の方向

① 自主防災組織の強化

防災訓練等への障がい者の積極的な参加を広報等で促し、災害を想定した実践的な訓練の充実を図り、防災意識の高揚に努め、自主防災組織の強化を図っていきます。

② 地域防災計画の随時見直し

障がい者等災害時要援護者が、災害からより安全に予防、応急、復旧対策ができるよう、現状を調査研究し、福祉避難所を指定する等地域防災計画を随時見直していきます。

③ 情報収集伝達体制の確立

災害時に的確に情報が伝わるよう情報伝達体制の確立に努めます。特に視覚障がい者や聴覚障がい者については日常生活用具の普及啓発をし、日常より情報伝達方法の整備・充実に努めます。

④ 防災関係機関との連携等

障がい者が安心して暮らせるよう、ひとり暮らしの重度身体障がい者に緊急通報装置の設置促進を図る等、緊急時や災害時に迅速に対応できるよう防災関係機関との連携を図ります。

⑤ 避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者名簿の更新を図り、円滑な安否確認を行います。避難行動要支援者避難支援プランを作成することにより、自主防災組織、民生委員・児童委員等との連携を強化し、障がい者に対する支援体制の充実に努めます。

第7章 第5期北方町障がい福祉計画

1 基本理念

本町では、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も、自らの生活を主体的に選択し、住みなれた家庭や地域の中でいきいきと安心して暮らせるまちをめざし、障がい者福祉施策を進めてきました。

障がい福祉サービスの課題としては、施設や病院からの地域移行を推進するため、地域で生活する居住の場としてのグループホームのニーズが高まっていますが、近年の利用者の増加は、微増にとどまっており、受け入れる体制づくりが課題となっています。

こうした現状や北方町障がい者計画をもとに、より障がい福祉サービスの利用しやすい環境づくりを目指すにあたって、前計画の基本理念「ノーマライゼーション」を継承し、新計画では「つながりと信頼を深め、地域の中でいきいきと暮らせるまち 北方」をまちの将来像として定めます。

<基本理念>

ノーマライゼーション

<将来像>

つながりと信頼を深め、地域の中で
いきいきと暮らせるまち 北方

2 国の基本的理念

2-1 基本的理念

本計画は、北方町障がい者計画と整合性を図りつつ、障がい者が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように定めた障害者総合支援法の理念に基づき計画の推進を図ります。

①障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がい者等の自己決定を尊重し、その決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、18歳以上の人で、身体障がい、知的障がい及び精神障がい者並びに難病患者等とし、サービスの充実を図ります。

発達障がい者及び高次脳機能障害のある人については、従来から精神障がいに含まれるものとして、法に基づく給付の対象になっていることや、難病患者等についても引き続き法に基づく給付の対象になっている旨の周知を図ります。

③施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がい者等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

④地域共生社会のに向けた取組み

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に取り組めます。人工呼吸器を装着している等、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある児童（医療的ケア児）が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられる体制づくりを目指していきます。

2-2 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

サービスの提供体制の確保については、見込量を確保するための方策に加えて、障がい者の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援体制の整備等が求められており、次の方針のもと計画を進めていきます。

①訪問系サービスの保障

必要に応じた訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）の充実を図ります。

②日中活動系サービスの保障

障がい者が希望する日中活動系サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター）の充実を図ります。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援体制の充実

地域の居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行及び地域定着支援等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

また、各関係機関の連携のもと、地域生活支援機能を担う体制の整備を図ります。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

⑤相談支援体制の充実

障がい者への相談支援体制の充実を図ります。相談支援事業者等は、障がい者等が抱える課題を把握し、適切なサービスと関係機関との連携により対応の充実を図ります。

3 計画の概要

3-1 計画の位置付け

第5期北方町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業等の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度における障がい福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

3-2 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

3-3 計画の対象

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がいを含む）
- ・難病患者等その他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

3-4 計画の内容

- ① 第5期北方町障がい福祉計画は、計画の実施により達成すべき目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うための指標（活動指標）を定め、数値目標及び必要なサービス量確保のための方策を定めます。
- ② 平成30年度から平成32年度までの各年度における障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

4 成果目標

第5期北方町障がい福祉計画では、施設に入所する障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、平成32年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に本町の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がい者の自立に向けた地域移行を進めていきます。

4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本方針に基づいて平成32年度における数値目標を設定します。

目標値設定に関する国の基本方針

平成32年度における施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することとしており、また、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行することを目標としています。

本町の考え方

国の基本指針では、平成32年度における施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを踏まえて、1名（5.9%）としています。

また、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行する目標に対して、実情を踏まえて1名（5.9%）としています。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行（目標値）】

項目	数値	備考
平成28年度末時点の入所者数（A）	17人	平成28年度末時点の入所者数
平成32年度末の入所者数（B）	16人	平成32年度末の入所者数
【目標値】 施設入所者の削減	1人	5.9%減少 【削減見込みの割合 = $(A - B) / A \times 100$ 】
【目標値】 入所施設からの地域移行（B）	1人	（A）のうち、平成28年度末入所者の5.9%

4-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国が定める基本指針に基づいて平成32年度における数値目標を設定します。

目標値設定に関する国の基本方針

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。また、医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましいとしています。

市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとしています。

本町の考え方

国の指針に基づき、専門部会等の保健、医療、福祉関係者による協議の場を近隣市町と共同で設置していきます。

【地域包括ケアシステムの構築（目標値）】

項目	数値	備考
【目標値】平成32年度末までの設置数	1	専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を近隣市町と共同で設置

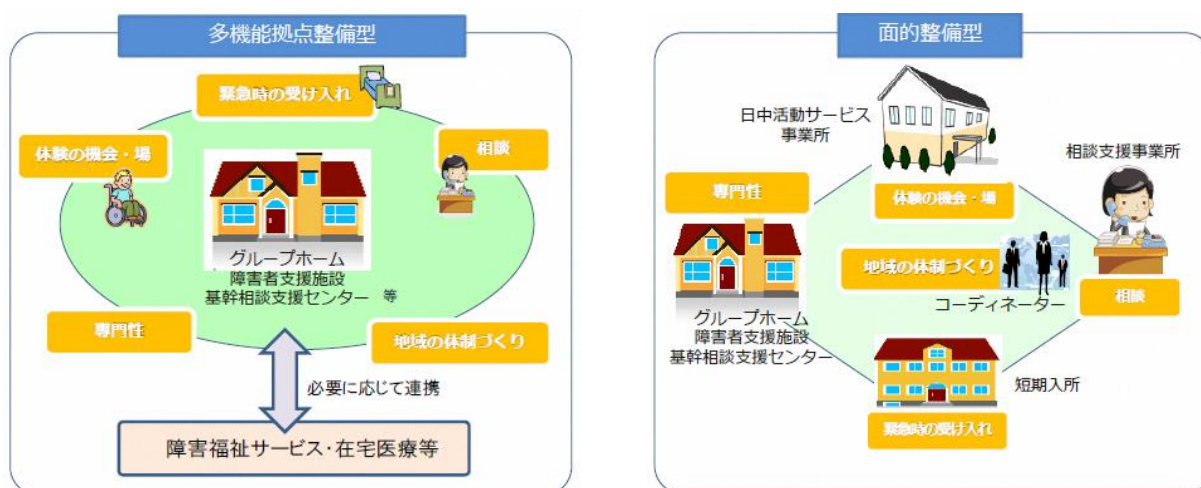
4-3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進していきます。

目標値設定に関する国の基本方針

平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）が求められています。このため、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する必要があります。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）



出典：厚生労働省

本町の考え方

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後をも見据えた地域生活を支援する機能として、岐阜圏域で協議しながら、拠点の整備または、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制整備を図ります。

【地域生活支援拠点等の整備（目標値）】

項目	数値	備考
【目標値】平成32年度末までの設置数	1	岐阜圏域で拠点の整備または複数機関の分担による体制の整備

4-4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行について、国が定める基本指針に基づき平成32年度における数値目標を設定します。

目標値設定に関する国の基本方針

就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定します。

① 福祉施設から一般就労への移行に係る目標値

平成32年度の一般就労移行者数を平成28年度の一般就労移行者数の1.5倍以上に増加させることを目標としています。

② 就労移行支援事業の利用者数に係る目標値

就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度における利用者数を平成28年度末における利用者数から2割以上増加させることを目標としています。

③ 事業所ごとの就労移行率に係る目標値

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標としています。

④ 就労定着支援事業の職場定着率に係る目標値

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としています。

本町の考え方

本町では、これまでの実績、地域の実情を踏まえて目標を設定します。

【福祉施設から一般就労への移行（目標値）】

項目	数値	備考
平成 28 年度の一般就労移行者数	2 人	平成 28 年度に福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値①】 平成 32 年度の一般就労移行者数	3 人	平成 32 年度に福祉施設から一般就労する方の数（平成 28 年実績の 1.5 倍）

【就労移行支援事業の利用者数（目標値）】

項目	数値	備考
平成 28 年度末 就労移行支援事業の利用者数	3 人	平成 28 年度に就労移行支援事業所を利用した方の数
【目標値②】 平成 32 年度の就労移行支援事業 利用者数	4 人	平成 32 年度末に就労移行支援事業所を利用する方の数 （平成 28 年度実績の 1.3 倍）

【就労移行支援事業の就労移行率（目標値）】

項目	数値	備考
【目標値③】 就労移行率が 3 割以上の事業所 割合（事業所数）	—	町内に就労移行支援事業所が存在しないため、事業所ごとの就労移行率の目標は設定しません。

【就労定着支援事業の就労定着率（目標値）】

項目	各年度目標値		備考
	年度	数値	
【目標値④】 就労定着支援 1 年後の 就労定着率の目標値	平成 30 年度	—	事業実施初年度につき未設定
	平成 31 年度	100%	
	平成 32 年度	100%	

5 自立支援給付の実施目標

5-1 訪問系サービス

数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人	17	18	19	20
	時間	286	303	320	336
重度訪問介護	人	0	1	1	2
	時間	0	50	50	100
同行援護	人	4	4	4	5
	時間	88	88	88	110
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0
行動援護	人	1	1	1	2
	時間	23	23	23	46

➤ 確保の方策

- ・ 今後予想される利用者の増加と、様々なニーズに対応できるよう、さらなるサービス事業者の参入を促し、今後もサービス提供体制の整備を進めていきます。
- ・ 障がい者とその家族が安心して暮らせるようサービスを継続して実施するとともに、さらなる充実に努めます。
- ・ 障がい者（障害者手帳を持たない難病患者も含む）に、各サービスの種類や内容が十分伝わっていないため、広報紙やホームページ等により各サービスの情報提供を行い、障がい種別に応じた適切なサービスを提供できるように努めます。

5-2 日中活動系サービス

数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
生活介護	人	30	31	32	33
	人日	592	612	631	651
自立訓練（機能訓練）	人	0	1	1	1
	人日	0	15	15	15
自立訓練（生活訓練）	人	4	5	5	6
	人日	76	95	95	114
就労移行支援	人	3	4	4	5
	人日	45	60	60	75
就労継続支援A型	人	27	28	29	30
	人日	526	545	565	584
就労継続支援B型	人	16	30	31	32
	人日	227	426	440	454
就労定着支援	人	—	1	1	1
療養介護	人	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	人	1	2	2	2
	人日	6	12	12	12
短期入所（医療型）	人	4	4	4	5
	人日	19	19	19	24

➤ 確保の方策

- ・ サービス提供事業所を確保するため、岐阜圏域内の障がい者施設や近隣市町との連携を図り新規事業者の参入に努めます。
- ・ 特別支援学校やハローワーク、岐阜障がい者就業・生活支援センター等と連携を図り、障がい者が住み慣れた地域で安心して働くことができるよう、就労支援体制の整備に努めます。
- ・ ニーズに合った見込量の確保のため、近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

5-3 居住系サービス

数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
共同生活援助 （グループホーム）	人	7	8	9	10
施設入所支援	人	17	17	17	16
自立生活援助	人	—	0	0	1

➤ 確保の方策

- ・ 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行及び障がい者の親の高齢化にともなう需要増加に対応するため、今後一層の需用が見込まれることから、岐阜圏域の障がい者施設や他市町との調整を進めるとともに、広域でのグループホーム等の整備について促進していきます。
- ・ 施設入所からグループホーム等への地域移行を進めます。
- ・ グループホームの整備を進めるにあたって、地域住民に対して障がい者の地域生活のためのグループホームの必要性の周知と理解促進を図ります。

5-4 相談支援

数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人	25	27	29	31
地域移行支援	人	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	1	1	1

➤ 確保の方策

- ・ 適切なサービス利用計画の作成を行うため、サービスを行う事業所の把握をし、新規参入を促すとともに、岐阜圏域内の市町・関係機関と連携し相談支援専門員の確保を図る等、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 相談支援専門員の質の向上や増員に努め、相談支援体制の充実に図ります。
- ・ 障がい者やその家族等が気軽に相談できるよう、広報紙やホームページ等による情報の発信や啓発に努めます。

6 地域生活支援事業の実施目標

6-1 相談支援

数値目標

サービス名		単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
相談支援	障害者相談支援事業	箇所	5	4	4	4

➤ 確保の方策

- ・ 相談事業所において、各種福祉サービスの提供の援助や調整、虐待の防止・早期発見等の権利擁護のために必要な支援を行います。
- ・ 様々なニーズに対応した多様な相談体制の充実に努めます。委託相談支援事業所への来所のほか、電話、FAX、メール、相談員の訪問による相談体制があることの周知を図ります。
- ・ 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携を強化し、障がい者の身近な相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 北方町障がい者地域自立支援協議会において、地域の身近な相談から専門性の高い相談まで相談支援体制等の整備に関して、関係機関と連携し本町の実情に応じた相談支援のネットワークづくりに努めます。

6-2 成年後見制度利用支援事業

数値目標

サービス名	単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	1

➤ 確保の方策

- ・ 町地域包括支援センター、町社会福祉協議会、県権利擁護センター等の関係機関と連携し制度の普及・啓発に努め、この制度の利用を通じて、障がい福祉サービスの適正な利用を促進していきます。

6-3 意思疎通支援

数値目標

サービス名		単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
意思疎通支援事業	手話通訳者・ 要約筆記派遣事業	件	0	2	2	2

➤ 確保の方策

- ・ 制度の周知を行い、利用者が安心して派遣支援を受けられるようにすること、また手話通訳者等の確保や利用者が利用しやすい環境整備に努めます。

6-4 日常生活用具給付等事業

数値目標

サービス名		単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	件	0	1	1	1
	自立生活支援用具	件	5	5	5	5
	在宅療養等支援用具	件	6	7	7	7
	情報・意思疎通支援用具	件	0	2	2	2
	排せつ管理支援用具	件	420	300	320	340
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	1	1	1

➤ 確保の方策

- ・ 申請者が利用しやすくなるよう事業内容の周知を図るとともに、申請者の身体の状態にあった福祉用具の給付に努めます。
- ・ 用具の品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適切に行うことができるよう情報収集に努めます。

6-5 手話奉仕員養成研修事業

数値目標

サービス名	単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成研修事業	人	1	3	3	3

➤ 確保の方策

- ・ 手話奉仕員（聴覚障がい及び関連する福祉制度等の知識と、手話で日常会話を行うのに必要な単語や手話表現技術を習得した人）の育成のため、近隣の市と共同で養成講座を開催しており、継続して開催していきます。この事業を通して聴覚障がい者に対する日常生活の支援や、町主催の各種イベントへの参加等社会参加を促進します。また、聴覚障がい者との交流活動の促進を図り、福祉への理解・啓発を推進していきます。

6-6 移動支援事業

数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	人	13	15	15	15
	時間	126	140	140	140

➤ 確保の方策

- ・ 利用ニーズを把握し、適切なサービスが受けられるように努めます。

6-7 地域活動支援センター事業

数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター事業	箇所	2	2	2	2
	人	33	25	27	30

➤ 確保の方策

- ・ 地域活動支援センターもちの木は、平成29年12月1日に就労継続支援B型事業所に移行しました。よって、地域活動支援センターは、岐阜圏域の市町による委託事業所において、それぞれの障がいの特性に応じた活動の場の拡大や活動内容の充実に努めます。
- ・ 精神保健福祉ボランティア養成講座を継続し、精神福祉について啓発するとともにボランティアの育成に努めます。

6-8 訪問入浴事業

数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
訪問入浴事業	人	1	1	1	1

➤ 確保の方策

- ・ この事業を知らないため利用できないということがないように事業内容の周知を図り、必要な人にサービス提供できるよう関係機関等と連携し、サービス提供事業者と体制づくりを進めていきます。

6-9 日中一時支援事業

数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
日中一時支援事業	人	4	5	6	7

➤ 確保の方策

- ・ 障がい者（児）の日中における活動の場を確保するため、近隣市町と連携して広域的に利用できる施設の確保に努めます。

6-10 社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）

数値目標

サービス名	単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
社会参加促進事業 （自動車運転免許取得・改造助成事業）	件	2	2	2	2

➤ 確保の方策

- ・ 引き続き制度の周知を図り、就労等の社会参加のため、自動車を必要とする身体障がい者の運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成していきます。

第8章 第1期北方町障がい児福祉計画

1 計画の概要

1-1 計画の位置づけと基本的な考え方

本計画は、児童福祉法の第33条の20、障害者総合支援法第87条第一の規定に基づいた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえて、障がい児の健やかな育成のための発達支援に向けた障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の体制整備を目的として策定します。

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築を図っていきます。

1-2 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

1-3 計画の対象

- ・ 身体障がいのある児童
- ・ 知的障がいのある児童
- ・ 精神障がいのある児童
- ・ 難病を有する児童

1-4 計画の内容

- (1) 障がい児支援の体制整備の促進のため、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標を定めます。
- (2) 平成30年度から平成32年度までの各年度における、指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量と、その見込量を確保するための方策を定めます。

2 成果目標

第1期北方町障がい児福祉計画では、「児童発達支援センターの設置」や「医療的ケア児の適切な支援のための連携協議の場の設置」等に関する目標を設定して取り組みます。

2-1 児童発達支援センターの設置

国の指針では、各市町村において児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本としています。ただし、市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えないとしています。

児童発達支援センターの設置については、平成32年度末までに岐阜圏域で協議の上、拠点の整備を図っていきます。

■第1期数値目標

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置 (平成32年度末まで)	岐阜圏域で1か所	

2-2 保育所等訪問支援の利用体制の構築

国の指針では、すべての市町村において保育所等訪問支援をできる体制を構築することを基本としています。保育所等訪問支援の利用体制の構築については、岐阜圏域で事業所を確保し、体制構築を進めていきます。

■第1期目標

項目	目標	備考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 (平成32年度末まで)	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	

2-3 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとしています。重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域で事業所を確保します。

■第1期数値目標

項 目	数 値	備 考
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（平成32年度末まで）	岐阜圏域で1か所	

2-4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の指針では、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないとしています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、岐阜圏域で協議の場を設定していきます。

■第1期目標

項 目	目 標	備 考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（平成30年度末まで）	岐阜圏域で設置	

2-5 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ目標

国の指針では、各都道府県及び各市町村において、障害児通所支援事業所を利用する障がい児の保護者の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れ体制整備を行うものとしています。保育所等の定量的な目標について以下のように設定していきます。

【定量的な目標の設定】

種 別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込量）（人）		
		H30年度	H31年度	H32年度
保育所	2	0	1	2
認定こども園等	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1	0	0	1

3 障がい児支援サービスの実施目標

3-1 障がい児支援サービス（児童福祉法に基づくサービス）

■数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	29年度実績	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人	52	58	60	62
	人日	145	162	167	173
放課後等デイサービス	人	34	36	38	40
	人日	397	420	444	467
保育所等訪問支援	人	0	0	0	1
	人日	0	0	0	15
医療型児童発達支援	人	2	3	4	5
	人日	4	6	8	10
居宅訪問型児童発達支援	人	—	0	0	1
	人日	—	0	0	20
障害児相談支援	人	30	32	34	36

■ サービス見込量確保のための方策

➤ 確保の方策

<児童発達支援>

- ・ 児童発達支援については、人員体制を整備し、事業の拡充を図ります。

<放課後等デイサービス>

- ・ 放課後等デイサービスについては、利用者も増加傾向にあることから、新たな事業所の開設にあたっては事業者との連携により、整備の促進を図ります。

<居宅訪問型児童発達支援>

- ・ ※児童福祉法の改正により、平成30年4月より創設
- ・ 重症心身障がい児等、児童発達支援支援等の障害児通所給付を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、その居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
- ・ 新たなサービスとなりますので、対象者への周知と利用促進を図ります。

<障害児相談支援>

- ・ 障害児相談支援については、相談支援専門員の育成を図ります。

第9章 計画の推進体制

1 制度を円滑に実施するための体制整備

1-1 相談体制の整備

在宅の障がい者や、その保護者等に対し、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員による相談や、岐阜圏域内の市町で委託している知的障がい者・精神障がい者の相談事業の啓発を図り、ニーズに応じた相談体制の構築に努めていきます。

また、医療支援が必要な障がい者（難病患者等）については保健師と連携し対応する等、相談しやすい窓口体制を整備します。

1-2 サービス事業者の参入促進のための情報提供

国の法律や制度の動向を踏まえて、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスを行う意向のある事業者や企業の把握と、情報提供の強化により、さらに多様なサービス供給主体の参入促進を進めていきます。

1-3 支給決定における公正・公平性の確保

支援の必要性に応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化・明確化に努めます。

1-4 サービス利用の支援と権利の保障

障がい者が、自らの選択により必要なサービスを利用しながら安心して日常生活を送ることができるよう、広報紙やホームページ、窓口においては「岐阜県障がい者福祉の手引」等を有効的に活用し、制度やサービス内容、サービス提供事業所等の情報提供に努めます。

また、日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発・広報活動も充実させ、障がい者に対する差別や虐待防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みと支援を行います。

2 計画の推進体制の整備

2-1 庁内における推進体制の充実

福祉健康課を中心にして関係各課との連携をすすめ、他の計画も含め、総合的かつ計画的な実施に努めます。

2-2 地域ネットワークの強化

本計画を推進するにあたり、岐阜地域福祉事務所、岐阜保健所や町社会福祉協議会等の関連機関や、地域活動を支える自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、障がい者団体や民間事業者等と連携を図り、効果的な計画の実施に努めます。

2-3 北方町障がい者地域自立支援協議会の充実

北方町障がい者地域自立支援協議会を定期的を開催し、地域における障がい者への支援体制に関する現状、課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

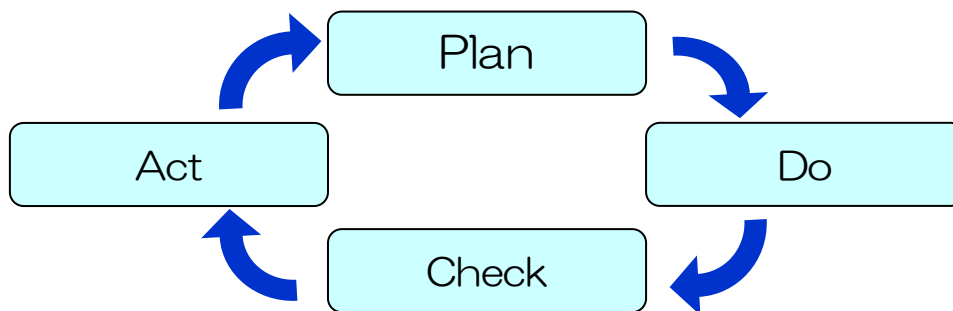
2-4 民間企業等と障がい者とのつながりづくり

民間企業等の情報収集を進めるとともに、民間企業等に対してハローワーク等と連携して障がい者の雇用の啓発を行います。

3 計画の達成状況の評価

「障がい者計画」に掲げた計画の数値目標や各施策の取組実績、及び「第5期北方町障がい福祉計画」に掲げた障がい福祉サービスや地域生活支援事業の実績値等、並びに「第1期北方町障がい児福祉計画」に掲げた障がい児支援の提供体制等について、調査分析・評価等を行い、その結果を「北方町障がい者地域自立支援協議会」に報告し、意見聴取をするものとします。

■計画の達成状況の評価



計画 (Plan)	障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画の策定 (目標設定)
実行 (Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価 (Check)	町による調査・分析・評価 北方町障がい者地域自立支援協議会への報告
改善 (Act)	北方町障がい者地域自立支援協議会からの意見等に基づき、計画の目標、活動等を見直し実施

第 10 章 資料編

1 北方町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

北方町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年12月28日
要綱第47号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域の障がい者を支援するに際し、関係機関及び事業所が課題について認識を共有し、その対応策を検討する場並びに相互の連絡調整の場として北方町障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること及び調整
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 権利擁護等の分野別課題に関すること。
- (5) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関すること。
- (6) 障がい者差別解消支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関等に属する者のうちから町長が委嘱する者を委員とする。

- (1) 岐阜地域福祉事務所
- (2) 岐阜保健所健康増進課
- (3) 障がい者関係団体
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 人権擁護団体
- (6) 福祉サービス事業者
- (7) 学識経験者
- (8) 相談支援事業者
- (9) 地域の社会福祉に関わる者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて随時会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、当該個別事例支援に関係する委員を招集し、個別ケア会議を開催することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席又は資料の提供及び意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉健康課において処理する。

(秘密の保持)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第89号)

この要綱は、平成23年12月14日から施行する。

附 則 (平成27年告示第14号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年告示第102号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第80号)

この要綱は、公表の日から施行する。

2 委員名簿

■北方町障がい者地域自立支援協議会 委員名簿

	氏 名	役 職
会長	神谷 肇	北方町身体障害者福祉協会 会長
副会長	鷺見 正行	北方町民生委員児童委員協議会 副会長
	伊藤 吉知	岐阜県岐阜地域福祉事務所 所長
	北島 浩子	岐阜保健所健康増進課 課長
	伊藤 篤	いとう耳鼻咽喉科 院長
	八代 勝秋	人権擁護委員
	丸山 直寛	地域活動支援センターうかい センター長 指定相談支援事業所うかい 相談支援専門員
	絹谷 栄策	障害者総合生活支援センタークロス 相談支援専門員
	木野村 優子	地域活動支援センターもちの木 主任
	森 節子	北方町ヘルパーステーション 主任
	矢川 さゆみ	北方町福祉健康課 保健師

(敬称略・順不同)

北方町障がい者計画・第5期北方町障がい福祉計画
第1期北方町障がい児福祉計画

平成30年3月発行

発行 北方町

編集 北方町福祉健康課

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

電話：058-323-1119 ファックス：058-323-2114
